

寄 居 町

子ども子育てスマイルプラン

- ・ 寄居町次世代育成支援対策行動計画
- ・ 寄居町子ども・子育て支援事業計画

(案)

平成 26 年 11 月

寄 居 町

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格.....	1
3 計画の期間.....	1
第2章 町の概況と施策の現状.....	3
1 町の概況	3
(1) 人口・世帯	3
(2) 少子化と将来人口の展望	4
(3) 人口動態の状況	4
(4) ひとり親世帯の状況	5
2 保育サービス等の現状	6
(1) 保育・子育て支援	6
(2) 幼稚園	7
(3) 小学校等	10
(4) 母子保健の状況	12
3 児童福祉支援事業の状況.....	16
(1) 親子のふれあいを深める機会の充実	16
(2) 親子が気軽に相談、交流できる場の提供	16
(3) 経済的支援の推進	16
(4) 保育サービス充実のための支援事業	17
(5) 放課後児童クラブ充実のための支援事業	18
(6) 児童館運営事業	18
(7) 子どもが健全に育つための環境整備	19
(8) 子育てを支援する生活環境の整備事業	19
4 児童福祉施設の状況	20
5 次世代育成支援対策行動計画後期実施計画の事業評価	21
6 ニーズ調査の概要.....	22
(1) 調査の目的	22
(2) 調査の概要	22
(3) 調査結果の重要ポイント	22
(4) 主な調査結果	23
7 計画の重点課題	29
(1) ニーズを満たす保育・教育サービスの提供	29
(2) 仕事と家庭の両立支援	29
(3) 子育て支援ネットワークの整備	29
(4) 安心できる居場所や遊び場づくり	30

(5) 生きる力を育てる教育の推進	30
第3章 基本方針	31
1 基本理念	31
2 基本目標	31
(1) 量と質を重視した教育・保育の提供と子ども・子育て支援	32
(子ども・子育て支援事業計画)	32
(2) みんなが子育てに参加する町	32
(3) 安心して出産・育児ができる町	32
(4) 健やかに子どもが育つ町	32
(5) 子どもの居場所・遊び場が整った町	32
3 施策の体系	33
4 子ども人口の想定	34
第4章 施策の展開	35
1 量と質を重視した教育・保育の提供と子ども・子育て支援	35
(子ども・子育て支援事業計画)	35
(1) 教育・保育提供区域の設定	35
(2) 量の見込みと確保の方策	35
2 みんなが子育てに参加するまち	38
(1) 子育て支援機能の充実	38
(2) 子育て支援のネットワークづくり	39
3 安心して出産・育児ができるまち	41
(1) 地域保育力の向上	41
(2) 親子が気軽に相談、交流できる場の充実	43
(3) 子育て支援情報の充実	45
(4) ひとり親家庭の支援の充実	46
(5) 経済的支援の推進	47
(6) 子どもを犯罪から守る対策の推進	48
(7) 交通安全対策の推進	49
(8) 子育てを支援する生活環境の整備	50
4 健やかに子どもが育つまち	51
(1) 親と子の健康と福祉の充実	51
(2) 要保護児童対策の推進	53
(3) 障害児施策の充実	54
(4) 子育てと仕事の両立の支援	55
(5) 幼児教育・学校教育の充実	56
(6) 食育の推進	58
(7) 思春期保健対策の推進	59
5 子どもの居場所・遊び場が整ったまち	61
(1) 多様な体験プログラムの充実	61

(2) 子どもの遊び場の充実	63
(3) 子どもの人権の尊重	64
(4) 子どもが健全に育つための環境整備	65
第5章 計画の推進	66
1 計画推進・進行管理体制の整備	66
2 関係機関相互の連携促進	67

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもたちが、地域でいきいきと輝いて育つためには、保育など子育てと仕事の両立や経済的な支援、子育ての中で保護者が孤立することがないように、相談事業の充実や心のケア、保護者同士が相互に相談し合えるような機会の提供などを行い、子どもの育ち、子育てを支援する環境づくりが重要です。

本町では、平成22年3月に、「次世代育成支援対策推進法」を根拠法とし、平成26年度を目標とする「寄居町次世代育成支援対策行動計画（後期実施計画）」を策定し、地域における子育て支援の充実、親と子の健康と福祉の充実、児童虐待防止をはじめとした要保護児童対策の推進、経済的支援の推進、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実などの施策を実施し、少子化対策にも積極的に取り組んできました。平成27年度からは、新たな次世代育成支援対策のための計画を推進する必要がありますが、同時に、平成24年に成立した新たな国の制度である「子ども・子育て支援新制度」に基づく子ども・子育て支援事業計画も策定する必要があります。

こうしたことから、本町では、これら2つの計画の役割をあわせもつ計画を策定することとし、平成25年度に、町民の子育て環境の実態や教育・保育の利用状況、利用希望などを把握するためにニーズ調査を実施したところです。この調査結果を踏まえ、寄居町次世代育成支援対策行動計画及び寄居町子ども・子育て支援事業計画（通称「寄居町子ども子育てスマイルプラン」）を策定するものです。

なお、本計画の策定にあたっては、上位計画となる「第5次寄居町総合振興計画」を踏まえるとともに、その他関連する計画との整合を図りました。

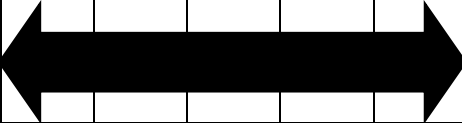
2 計画の性格

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に規定される次世代育成支援対策行動計画を見直すとともに、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に規定される、子ども・子育て支援事業計画を策定するものであり、中長期的な視点に基づく計画推進の理念や目標を設定し、それに基づく次世代育成支援のための各種施策を明示するとともに、子ども・子育て支援事業の取組みを示すものです。

3 計画の期間

本計画は、寄居町次世代育成支援対策行動計画及び寄居町子ども・子育て支援事業計画共通の計画期間として平成27年度から平成31年度までの5か年を設定し、最終年度に見直し・改定を予定します。

■計画期間

年度	27	28	29	30	31
寄居町子ども子育てスマイルプラン					
寄居町次世代育成支援対策行動計画					
寄居町子ども・子育て支援事業計画					

第2章 町の概況と施策の現状

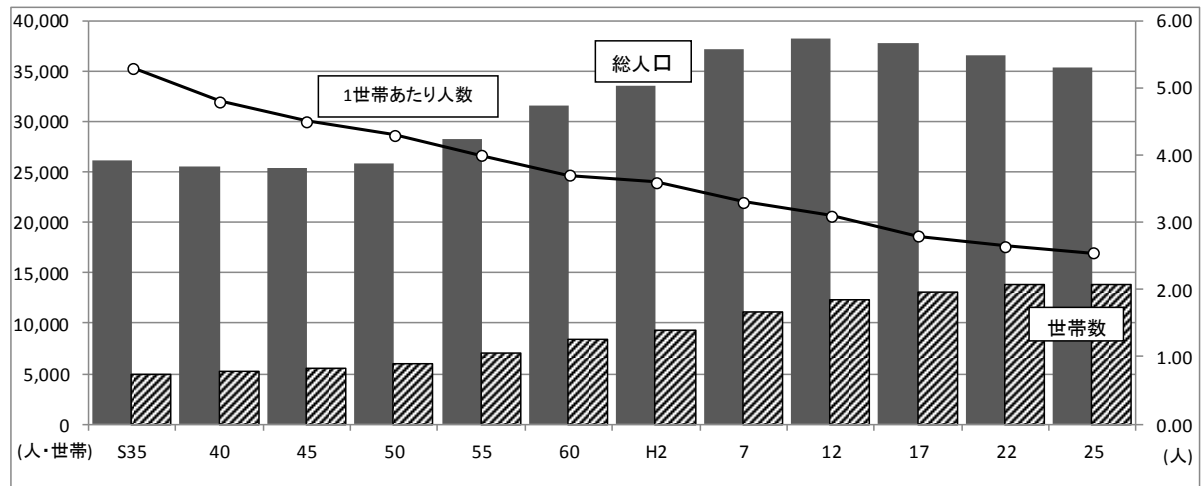
1 町の概況

(1) 人口・世帯

町の人口は、昭和40年代後半から宅地開発の進展によって大きく増加し、昭和35年に約2万6千人であった人口が平成12年には約3万8千人となりました。その後はゆるやかに減少傾向が続いており、平成25年には約3万5千人となっています。

世帯数は、一貫して増加傾向にあり、昭和35年約5千世帯でしたが、平成25年には約1万4千世帯、約2.8倍となっており、これにより、世帯規模は昭和35年の5.31人から平成25年の2.55人と大きく縮小し、核家族化が進行していることがわかります。

■人口・世帯・1世帯あたり人数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■人口・世帯・1世帯あたり人数の推移

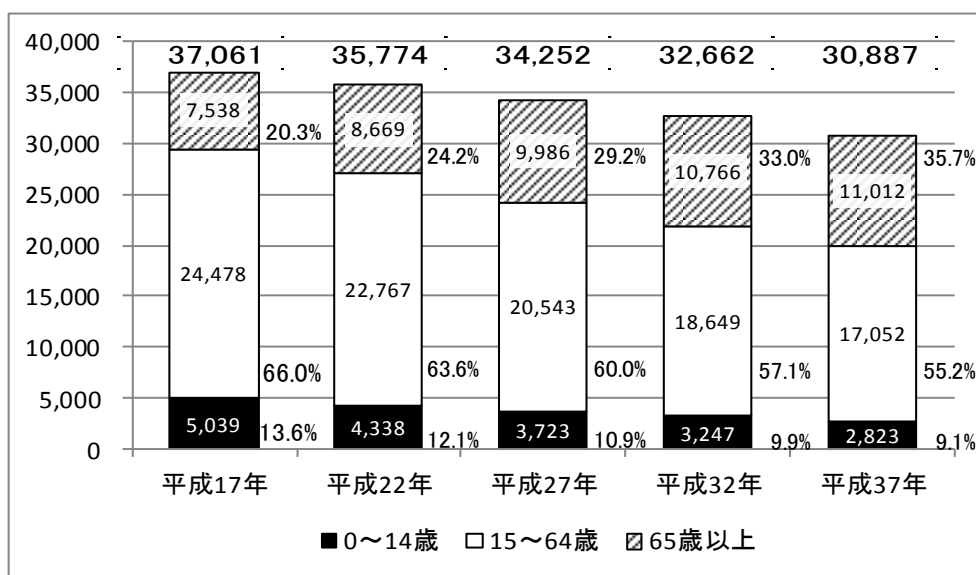
	男	女	総人口	世帯数	1世帯あたり人数
昭和35年	12,631	13,571	26,202	4,938	5.31
40	12,359	13,111	25,470	5,251	4.85
45	12,466	12,941	25,407	5,567	4.56
50	12,663	13,186	25,849	5,999	4.31
55	13,948	14,343	28,291	7,011	4.04
60	15,638	15,877	31,515	8,302	3.80
平成2年	16,700	16,868	33,568	9,313	3.60
7	18,496	18,616	37,112	11,034	3.36
12	19,046	19,110	38,156	12,242	3.12
17	18,935	18,835	37,770	13,114	2.88
22	18,203	18,340	36,543	13,778	2.65
25	17,608	17,708	35,316	13,859	2.55

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 少子化と将来人口の展望

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口（平成 25（2013）年 3 月推計）」による本町の将来人口推計値をみると、平成 22 年の実績値では年少人口（0～14 歳）が 12.1%、生産年齢人口（15～64 歳）が 63.6%、老年人口（65 歳以上）が 24.2%です。平成 32 年の推計値では、年少人口（0～14 歳）が 9.9%、生産年齢人口（15～64 歳）が 57.1%、老年人口（65 歳以上）が 33.0%です。本町においても少子高齢化の進行が予測されていることがわかります。

■人口（年齢 3 区分）の推計（平成 22 年国勢調査人口基準）



資料：国立人口問題研究所（平成 25 年 3 月推計）

(3) 人口動態の状況

近年の人口動態については、出生者数を死亡者数が上回る自然動態減が続いており、転入者数を転出者数が上回る社会動態減とあわせて人口の減少が続いています。

また、乳児死亡や新生児死亡等については大きな数値ではなく、変化も小さい状況で、婚姻、離婚については年による増減がみられ、一定の方向性を示すものではありません。合計特殊出生率についても増減を繰り返しており、平成 24 年で 1.10 となっており、全国平均の 1.41 を下回る状況となっています。

■寄居町人口動態

年次	出生者数	死亡者数	自然動態	転入者数	転出者数	社会動態	人口動態
平成20年	257	356	△ 99	1,300	1,398	△ 98	△ 197
平成21年	225	357	△ 132	1,235	1,375	△ 140	△ 272
平成22年	218	339	△ 121	1,138	1,461	△ 323	△ 444
平成23年	219	396	△ 177	1,126	1,300	△ 174	△ 351
平成24年	217	388	△ 171	1,078	1,422	△ 344	△ 515

資料：人口動態総覧

■寄居町乳児死亡数等・婚姻離婚件数・合計特殊出生率

年次	乳児死亡数	新生児死亡数	死産・中絶件数	周産期死亡件数	婚姻件数	離婚件数	合計特殊出生率
平成20年	1	1	9	1	160	89	1.22
平成21年	0	0	6	0	172	91	1.07
平成22年	2	2	12	5	142	79	1.20
平成23年	0	0	8	1	144	80	1.15
平成24年	0	0	7	1	126	64	1.10

資料:人口動態総覧

(4) ひとり親世帯の状況

国勢調査によって世帯の状況をみると、母子世帯、父子世帯ともに県平均をわずかに上回る水準であり、6歳未満や18歳未満の子どもがいる母子世帯、父子世帯も実感多い状況です。3世代世帯も県平均を上回る水準にあり、特に母子世帯で3世代の世帯が多い(母親の父母と同居するケースが多い)ことがうかがえます。

■世帯の状況

単位:世帯

		一般世帯数	6歳未満世帯員がいる一般世帯数	18歳未満世帯員がいる一般世帯数	3世代世帯数			
埼玉 県	一般世帯総数	2,837,542	282,366	10.0%	697,253	24.6%	164,339	5.8%
	母子世帯	35,999	6,338	17.6%	33,193	92.2%	-	-
	母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)	51,752	10,527	20.3%	48,009	92.8%	15,048	29.1%
	父子世帯	5,462	454	8.3%	4,727	86.5%	-	-
	父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)	11,103	1,453	13.1%	9,856	88.8%	5,138	46.3%
寄居 町	一般世帯総数	12,669	1,096	8.7%	3,199	25.3%	1,434	11.3%
	母子世帯	191	31	16.2%	176	92.1%	-	-
	母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)	336	73	21.7%	315	93.8%	141	42.0%
	父子世帯	51	2	3.9%	45	88.2%	-	-
	父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)	101	12	11.9%	92	91.1%	46	45.5%

資料:平成22年国勢調査

2 保育サービス等の現状

(1) 保育・子育て支援

保育所入所児数は、平成26年4月には、保育所8箇所では634人となっています。入所率は全体で91%です。内容としては、0～2歳の低年齢児の受け入れが進んでいます。

■保育所利用者数

単位:人

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
保育所数		8	8	8	8	8
保育所定員数		697	697	697	697	697
入所児童数		600	624	648	624	634
	入所率	86.1%	89.5%	93.0%	89.5%	91.0%
	うち町内在住児童数	541	549	581	559	571
	比率	90.2%	88.0%	89.7%	89.6%	90.1%
待機児童数		0	0	0	0	0
乳児保育	実施箇所数	5	5	5	5	5
	利用児童数	14	17	22	13	23
延長保育	実施箇所数	5	5	5	5	5
一時保育	実施箇所数	1	2	2	3	4
休日保育	実施箇所数	0	0	0	0	0

各年4月1日現在

資料:子育て支援課

※定員

こぶし保育園 平成22年度 60人→70人(増築)

ゆずの木保育園 平成22年度 75人→87人(園舎の立替に伴い)

いずみ保育園 平成22年度 60人→70人(園舎の立替に伴い)

寄居のこキッズ保育園 平成22年度 新設(20人)

■町内在住入所児童数の年齢別内訳

単位:人

年齢	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0歳児	12	13	16	11	22
1歳児	75	68	71	77	69
2歳児	86	105	106	107	106
3歳児	128	114	132	108	126
4歳児	113	131	123	134	114
5歳児	127	118	133	122	134
合計	541	549	581	559	571

各年度4月1日現在

資料:子育て支援課

町外保育所への入所も、比較的年齢の高い子どもについて、増加傾向にあります。

■町外保育所への入所委託児童数

単位:人

年齢	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0歳児	2	2	2	4	1
1歳児	5	12	8	12	11
2歳児	13	8	12	12	17
3歳児	11	18	12	16	18
4歳児	7	19	17	13	14
5歳児	8	8	11	16	13
合計	46	67	62	73	74

各年度4月1日現在

資料:子育て支援課

(2) 幼稚園

幼稚園入園児童数は、平成26年4月には213人ですが、うち町内在住児童数は143人です。

■町内幼稚園入園児童数

単位:人

年齢	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
入園児童数	207	209	209	201	213
うち町内在住児童数	157	154	155	143	143
比率	75.8%	73.7%	74.2%	71.1%	67.1%
満3歳児	-	-	-	-	-
3歳児	47	47	45	37	48
4歳児	50	56	52	52	42
5歳児	60	51	58	54	53

各年度5月1日現在

資料・寄居若竹幼稚園

■町外幼稚園入園児童数

単位:人

年齢	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
町内在住入園児童数	28	16	16	12	13
満3歳児	-	-	-	-	
3歳児	10	1	4	5	4
4歳児	6	9	1	5	4
5歳児	12	6	11	2	5

各年度幼稚園就園奨励費の受給者実績

資料・教育委員会

※平成26年度は4月1日現在受給申請数(年齢内訳は調査現在では未定のため、平均を割振りした)

■認可外保育施設入園児童数

単位:人

	年齢	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	
	あしたば園	入園児童数	124	105	91	85	93
	うち町内在住児童数	108	89	72	74	77	
	比率	87.1%	84.8%	79.1%	87.1%	82.8%	
	2歳児	-	-	-	-	1	
	3歳児	27	23	17	26	25	
	4歳児	38	29	26	24	28	
	5歳児	43	37	29	24	23	
	年齢	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	
	星の子幼児園	入園児童数	70	55	37	34	31
		うち町内在住児童数	52	42	26	23	26
		比率	74.3%	76.4%	70.3%	67.6%	83.9%
		2歳児	2	4	-	1	-
		3歳児	9	8	8	7	8
		4歳児	21	10	8	8	9
		5歳児	20	20	10	7	9

各年度4月1日現在

資料:あしたば園・星の子幼児園

本町の就学前児童（0～5歳）は約47%が保育所に入所（園）しています。

また、3～5歳児は、約6割が保育所に入所（園）しており、幼稚園は2割超程度となっています。なお、約97%の子どもが何らかの施設に通っています。

子育て関連施設の利用者は、寄居町児童館で年間1万6千人程度の利用があり、増減を繰り返しています。寄居町子育て支援センターでは年間6千人程度で、少しずつ減少傾向、寄居町内民間保育園の子育て支援センターの合計では年間2,200人程度で、概ね増加傾向がみられます。

■就学前児童の保育所等への入所状況

単位:人

年齢	児童総数	保育所児童数	幼稚園児童数	認可外保育施設児童数	合計
0歳児	221	23	-	-	23
	100.0%	10.4%	-	-	10.4%
1歳児	209	80	-	-	80
	100.0%	38.3%	-	-	38.3%
2歳児	236	123	-	1	124
	100.0%	52.1%	-	0.4%	52.5%
0～2歳児計	666	226	-	1	227
	100.0%	33.9%	-	0.2%	34.1%
3歳児	238	144	52	33	229
	100.0%	60.5%	21.8%	13.9%	96.2%
4歳児	220	128	46	37	211
	100.0%	58.2%	20.9%	16.8%	95.9%
5歳児	243	147	58	32	237
	100.0%	60.5%	23.9%	13.2%	97.5%
3～5歳児計	701	419	156	102	677
	100.0%	59.8%	22.3%	14.6%	96.6%
合計	1,367	645	156	103	904
	100.0%	47.2%	11.4%	7.5%	66.1%

平成26年4月1日現在

※保育所児童数は、町内保育所における町内在住児童数に町外保育所への委託児童数を加えた数値

※幼稚園児童数は、町内幼稚園における町内在住児童数に町外幼稚園への委託児童数を加えた数値

※認可外保育施設児童数は、町内施設における町内在住児童数

■子育て関連施設の利用者

単位:人

施設	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
寄居町児童館	16,852	15,394	14,849	15,859
寄居町子育て支援センター	9,673	7,258	6,870	6,185
寄居町内民間保育園の子育て支援センターの合計	575	1,442	2,285	2,207

(3) 小学校等

小学校児童数は、少子化の影響を受け、全校で徐々に減少する傾向にあります。中学校生徒数にも同様のことがいえます。

放課後児童クラブについても、小学校児童数と同様に全体的に減少傾向がみられますが、低学年を中心に需要があることから、今後も必要であるといえます。

■小学校の児童数の推移

単位:人

学校名	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
寄居小学校	349	326	319	310	287
桜沢小学校	306	293	266	257	238
用土小学校	244	246	237	239	236
折原小学校	109	108	100	87	71
鉢形小学校	329	313	290	289	261
男衾小学校	506	493	488	481	454
合計	1,843	1,779	1,700	1,663	1,547

各年度5月1日現在

資料:教育委員会

■中学校の生徒数の推移

単位:人

学校名	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
寄居中学校	477	486	484	458	442
城南中学校	285	256	244	227	229
男衾中学校	332	302	272	259	263
合計	1,094	1,044	1,000	944	934

各年度5月1日現在

資料:教育委員会

■放課後児童クラブ入所児童数の推移

単位:人

クラブ名	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
寄居はちのこクラブ	65	68	40	35	33
寄居はやぶさクラブ	27	25	30	22	21
桜沢おひさまクラブ	61	50	46	49	55
鉢形はりきりクラブ	41	39	45	42	37
男衾はらっぱクラブ	66	70	60	59	44
男衾あおぞらクラブ	-	-	20	20	26
用土わんぱくクラブ	49	41	43	53	48
合計	309	293	284	280	264

各年度4月1日現在

■放課後児童クラブ平成26年度入所児童数

単位:人

クラブ名	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
寄居はちのこクラブ	7	0	11	0	15	0	33
寄居はやぶさクラブ	0	11	0	5	0	5	21
桜沢おひさまクラブ	12	16	6	10	4	7	55
鉢形はりきりクラブ	4	7	11	7	3	5	37
男衾はらっぱクラブ	0	14	14	8	7	1	44
男衾あおぞらクラブ	26	0	0	0	0	0	26
用土わんぱくクラブ	8	11	11	8	4	6	48
合計	57	59	53	38	33	24	264

4月1日現在

■特別支援学校放課後児童クラブ入所児童数の推移

単位:人

特別支援学校名	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
太陽の子	5	5	3	2	3
町外施設	4	5	4	6	5
合計	9	10	7	8	8

各年度4月1日現在

(4) 母子保健の状況

子どもが健康に生まれ元気に育つために、町が行っている母子保健事業の主な内容は次のとおりです。

① 母子健康手帳の交付

本町の母子健康手帳の交付数は、町の人口がピーク時の平成13年度の297冊の交付以降、徐々に減少傾向にあります。

■母子健康手帳の交付

(単位：人)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
交付数(妊婦数)	263	236	219	222
第1子	122	103	85	105
第2子	79	73	76	66
第3子	57	56	51	45
その他(再交付)	5	4	7	6

資料：寄居町健康福祉課

② 母子保健訪問指導

母子保健法に基づき、平成15年度より、第1子全数訪問を開始、平成17年度からはすべての乳児がいる家庭を訪問し、子どもの健やかな成長を確認するほか、予防接種の受け方や育児についての相談を行っています。

■母子保健訪問指導人数

(単位：人)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
妊産婦	258	233	158	24
未熟児	9	20	2	16
新生児	238	233	73	14
幼児	33	30	45	27
その他	0	1	41	22
合計	538	517	319	103

資料：寄居町健康福祉課

※人数は延人数

③ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

児童福祉法に基づき平成24年9月からは、こんにちは赤ちゃん事業として、生後4カ月までの乳児がいるすべての家庭に訪問を行い、虐待予防の観点から養育者の育児状況の把握に努め、関係機関と連携しながら育児支援を行っています。

■こんにちは赤ちゃん事業 (単位：件、人)

	平成24年度	平成25年度
訪問件数	122	203
うち町保健師	68	119
うち助産師(委託)	54	84

資料：寄居町子育て支援課

④ 両親学級 (パパママ学級)

パパママ学級は妊娠・出産・育児に関する知識の習得及び仲間づくりを目的として実施しています。初産に限らず本町の父親、母親になる夫婦を対象としています。

また妊婦の疑似体験ができるシミュレーターを用い、妊婦体験をしてもらう等、実習を多く取り入れています。

■両親学級 (パパママ学級) (単位：人)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
妊婦	39	30	22	28
夫	25	19	7	20
総数	64	49	29	48

資料：寄居町健康福祉課

※人数は実人数

⑤ 育児教室 (ひよこ教室)

子育て全般の知識を深めることで不安の解消を図り、子育てを楽しく安心して行えるよう支援するとともに仲間づくりを目的として実施しています。

■育児教室 (ひよこ教室) (単位：人)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象人数	90	110	62	79
延人数	177	178	94	143

資料：寄居町健康福祉課

⑥ 乳幼児健康診査

身体及び、精神発達の面から重要な時期に健康診査を行い、心身障害の早期発見と保健指導、乳幼児の健全育成を図っています。90%以上の受診率となっています。

■乳幼児健康診査

(単位：人)

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
4か月児健康診査	対象者数	232	219	212	214
	受診者数	226	216	205	201
	受診率	97.4	98.6	96.7	93.9
1歳6か月児健康診査	対象者数	227	232	230	228
	受診者数	225	219	223	206
	受診率	99.1	94.4	97	90.4
3歳児健康診査	対象者数	239	256	227	242
	受診者数	223	241	212	221
	受診率	93.3	94.1	93.4	91.3

資料：寄居町健康福祉課

⑦ 幼児健康診査時、むし歯のある幼児の割合

平成10年度より歯科衛生士による歯科保健指導を健康診査に導入しました。平成14年度からは3歳児健康診査で希望者にフッ化物塗布を開始し、むし歯予防の為の知識の普及に努めています。

■乳幼児歯科健康診査の実施状況（母子保健医療推進事業実施報告）

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1歳6か月検診時	歯科受診者数	216	209	215	205
	むし歯有病者数(人)	4	1	2	6
	一人平均 むし歯数(本)	虫歯総数(13本) 0.06	(8) 0.03	(7) 0.03	(13) 0.06
3歳児検診時	歯科受診者数	227	230	207	220
	むし歯有病者数(人)	65	56	36	41
	一人平均 むし歯数(本)	(260) 1.14	(206) 0.89	(95) 0.45	(136) 0.61

資料：寄居町健康福祉課

⑧ 乳幼児健康相談等

乳幼児健康相談は、母子ともに心身の保持増進を図ることを目的として実施しています。身体計測の他、希望者には保健師・栄養士による個別相談を実施しています。乳幼児健康相談の受付件数について、横ばいの状況となっています。

■乳幼児健康相談

(単位：人)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
乳幼児健康相談	236	221	281	253

資料：寄居町健康福祉課

チューリップ教室は、「歩くのが遅い」「言葉が遅い」など発達について心配のある乳幼児とその親を対象に月2回、感覚統合を中心とした親子の遊びを中心に実施しています。

■チューリップ教室

(単位：人)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象人数	12	7	16	12
延人数	175	173	104	218

資料：寄居町健康福祉課

発達・発育に不安のあるお子さんについて、町単独事業として、ことばの相談室を平成14年度から実施しています。

■ことばの相談室

(単位：組・回)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象組	18	20	25	25
参加者数	41	81	94	116
実施回数	12	12	12	15

資料：寄居町健康福祉課

発達・発育に不安のあるお子さんについて、町の単独事業として、うんどうの相談室を平成14年度から実施しています。

■うんどうの相談室

(単位：組・回)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象組	13	10	11	9
延組数	25	46	34	25
実施回数	6	6	6	6

資料：寄居町健康福祉課

3 児童福祉支援事業の状況

(1) 親子のふれあいを深める機会の充実

① 絵本支給事業（町）

親子のふれあいの機会を増やし、子どもの豊かな情操を育むことを目的に、出生時に、その保護者に対して絵本を2冊贈呈しています。

(2) 親子が気軽に相談、交流できる場の提供

① 親子ふれあい広場（町）

子育て支援センターでは、未就学児とその保護者を対象に、原則として毎月第4土曜日に親子ふれあい広場を開催しています。この事業は、親子のふれあいの機会を増やし、子どもの豊かな情操を育むことを目的に、親子体操や工作などのほか、園庭開放も行っています。

■親子ふれあい広場 (単位：人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児 童	149	151	225
保護者	107	118	145
合 計	256	269	370

※人数は延人数

資料：寄居町子育て支援課

② ミニ子育て支援センター事業（町）

私立保育園では、育児における親の負担を軽減させるため、ミニ子育て支援センター事業に取り組んでいます。この事業は、育児不安等についての相談指導や子育てに関する様々な援助活動により、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的に実施しています。

(3) 経済的支援の推進

① こども医療費支給事業（県・町）

乳幼児等の健康増進と家族の経済的負担の軽減などを目的とした制度です。該当する方が医療機関などで支払った医療費等の一部を助成しています。

平成 23 年度から入通院の対象を中学校 3 年生まで拡大しています。なお、平成 19 年 10 月から町内の、平成 24 年 10 月からは深谷市・本庄市・美里町・上里町・神川町の、平成 25 年 10 月からは熊谷市の各協定医療機関での受診においては窓口払いをしないで、診療・調剤を受けられるようになっています。

■こども医療費支給件数 (単位：件)

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
支給件数	44,458	49,185	53,904	51,539

資料：寄居町子育て支援課

② ひとり親家庭等医療費支給事業（県・町）

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉を増進することを目的とした制度です。該当する方が医療機関などで支払った医療費等の一部を助成しています。

■ひとり親家庭等医療費支給事業数 （単位：件）

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
支給件数	3,191	3,077	2,737	3,094

資料：寄居町子育て支援課

③ 児童手当支給事業（国・県・町）

児童を養育している家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ることを目的とした制度です。

■平成 25 年度分支給対象事業数 平成 26 年 2 月末日現在（単位：人）

項 目	受給者数	支給対象児童数
3 歳未満	510	589
3 歳以上～小学校修了前	1,542	2320
中学校修了前	755	852
特例給付（0 歳から中学校 3 年生）	61	95
合 計	2,291	3,856

資料：寄居町子育て支援課

④ 子育て支援交付金支給事業（町）

町では、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、チャイルドシート購入費用の一部として出生児一人につき 10,000 円を支給しています。

■子育て支援交付金支給事業 （単位：件）

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
支給件数	234	223	196	212

資料：寄居町子育て支援課

（4）保育サービス充実のための支援事業

① 私立保育園運営の支援

- ・保育所入所児童委託料（国・県・町）

私立保育園の定員規模や入所児の年齢・人数をもとに算定した額を委託料として支出しています。

- 保育所地域活動事業費補助金（町）
私立保育園が行う地域活動事業等に対し、その運営費の一部を補助しています。
- 安心・元気！保育サービス支援事業費補助金（県・町）
私立保育園が行う低年齢児保育促進事業、障害児保育事業、アレルギー等対応特別給食提供事業に対し、その運営費の一部を補助しています。
- 特別保育事業費補助金（町）
私立保育園が行う障害児保育事業、職員処遇改善事業、諸行事実施事業、日本スポーツ振興センター加入事業等、保育園の運営に対し、その運営費の一部を補助しています。

② 家庭保育室運営の支援

- 家庭保育室運営委託料（県・町）
近隣市町村にある家庭保育室に乳幼児を委託する場合、その運営費の一部を委託料として支出しています。

（５）放課後児童クラブ充実のための支援事業

① 放課後児童クラブ運営の支援

- 放課後児童健全育成事業委託料（国・県・町）
放課後児童クラブが行う放課後児童健全育成対策事業に対し、その運営費の一部を委託料として支出しています。
- 放課後児童健全育成事業費特別補助金（町）
放課後児童クラブの土地の借上げ料を補助しています。

② 特別支援学校放課後児童クラブ運営の支援

- 特別支援学校放課後児童対策事業費補助金（県・町）
特別支援学校放課後児童クラブで行う事業に対し、その運営費の一部を補助しています。
- 特別支援学校放課後児童クラブ家賃補助金（町）
特別支援学校放課後児童クラブの土地・建物借上げ料を補助しています。

（６）児童館運営事業

① 児童福祉月間事業委託料（町）

5月の児童福祉月間事業を社会福祉協議会へ委託しています。

(7) 子どもが健全に育つための環境整備

① 青少年の健全育成

- ・青少年相談員協議会活動費補助金（町）

埼玉県知事の委嘱を受け、青少年の健全な育成を目指して活動する20歳～32歳までの青年ボランティアの会である青少年相談員協議会へ補助金を交付しています。主な事業はサマーキャンプやイチゴ狩りなどです。社会福祉大会やふれあい広場の運営に対する協力も行っています。

- ・子どもまつり補助金（町）

公・私立保育所保護者会連合会が開催する子どもまつりに対して補助金を交付しています。

- ・埼玉県県北里親会活動費補助金（町）

保護者の病気等により、家庭で養育することが困難な児童を養育している里親の会（埼玉県県北里親会）に対して補助金を交付しています。この会では、研修会の開催や里親交流事業、思春期を乗り越える会等の活動をしています。

(8) 子育てを支援する生活環境の整備事業

① 子育てに配慮した地域及び住環境整備の推進

- ・児童遊園地及び遊具整備費補助金（町）

各区が設置する児童遊園地の新設及び遊具の増設・修理等に対して補助金を交付しています。

■町内の児童遊園地設置数

平成26年4月1日現在

地区名	行政区数	児童遊園地数
市街地	6	3
西部	9	4
桜沢	6	8
折原	10	5
鉢形	10	2
男衾	14	11
用土	12	9
合計	67	42

資料：寄居町子育て支援課

4 児童福祉施設等の状況

■町内にある児童福祉施設等一覧

区 分	施設名	認可・開設年月日	定員 (人)	備 考
公立保育所	寄居保育所	平成 18 年 7 月 1 日	150	
〃	用土保育所	昭和 46 年 4 月 1 日	90	
〃	城南保育所	昭和 50 年 4 月 1 日	90	
〃	男衾保育所	昭和 55 年 4 月 1 日	120	
私立保育園	こぶし保育園	昭和 49 年 4 月 1 日	70	
〃	ゆずの木保育園	昭和 50 年 6 月 1 日	87	平成 27 年 4 月 1 日より 90 人に 変更予定
〃	いずみ保育園	昭和 53 年 4 月 1 日	70	
〃	寄居のこキッズ保育園	平成 21 年 4 月 1 日	20	
私立幼稚園	寄居若竹幼稚園	昭和 45 年 2 月 25 日	280	
認可外保育施設	あしたば園	昭和 54 年 4 月 1 日	93	
〃	星の子幼児園	昭和 63 年 4 月 1 日	60	
放課後児童クラブ	寄居はちのこクラブ	昭和 57 年 4 年 1 日	60	
〃	寄居はやぶさクラブ	平成 20 年 4 月 1 日	30	
〃	桜沢おひさまクラブ	平成 13 年 4 月 1 日	40	
〃	鉢形はりきりクラブ	昭和 58 年 4 月 1 日	70	
〃	男衾はらっぱクラブ	昭和 58 年 4 月 1 日	70	
〃	男衾あおぞらクラブ	平成 24 年 4 月 1 日	35	
〃	用土わんぱくクラブ	平成 7 年 4 月 1 日	40	
障害児通園施設	つばさの園	平成 12 年 10 月 1 日	—	
児 童 館	寄居町児童館	昭和 57 年 5 月 1 日	—	
乳 児 院	玉 淀 園	昭和 23 年 6 月 1 日	50	

* 認可外保育施設

乳幼児を保育することを目的とする施設であり、都道府県知事、政令指定都市又は中核市の市長の認可を受けていない施設を総称したもの

* 障害児通園施設（自立支援法による児童デイサービス）

障害児が、日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を行うもの

* 乳児院

保護者の病気、次子の出産などにより、保護を要する乳児（特に必要と認められる場合は 2 歳未満の幼児）を入院させて養育することを目的とする施設

* 児童：児童福祉法の規定により、満 18 歳に満たない者

* 乳児：満 1 歳に満たない者

* 幼児：満 1 歳から小学校就学の始期に達するまでの者

* 少年：小学校就学の始期から満 18 歳に達するまでの者

5 次世代育成支援対策行動計画後期実施計画の事業評価

次世代育成支援対策行動計画後期実施計画において「親子が気軽に相談、交流できる場の充実」、「子育て支援情報の充実」、「子育てと仕事の両立の支援」、「多様なニーズに対応した保育サービスの充実」、「家庭教育に関する情報提供及び学習の機会の充実」、「幼児教育・学校教育の充実」、「多様な体験プログラムの充実」などの21の基本施策のもとに位置づけられた100の個別事業の実施状況を担当課による評価を行いました。

事業の取り組み状況では、約9割の事業は順調に取り組んでおり、子育て環境は向上しつつあります。

事業の取り組み状況を3つの段階で評価したところ、93の事業が順調、6つの事業はやや遅れているという評価となっています。

■事業評価結果

取り組み評価	事業数	事業名
順調	93	一時保育事業／地域子育て支援センター事業／保育所の活用／子育て支援情報の充実／子育て支援サービスの一元的な情報収集・提供・利用者への助言／一貫した母子保健システムの充実／ほか87事業
やや遅れている	6	ファミリー・サポート・センター事業／養育支援が必要な家庭への家庭訪問事業の充実／子どもを生み育てることの意義、生命の大切さを学ぶ機会の促進／段差のない幅広い歩道の整備促進／福祉のまちづくり条例に基づく整備の促進／良質な住宅の供給
廃止	1	中学生海外研修派遣事業

6 ニーズ調査の概要

(1) 調査の目的

子育て中の町民の方を対象にご意見をお聞きし、保育サービス等の利用状況やニーズを把握することを目的として実施しました。

(2) 調査の概要

〔調査期間〕 平成 25 年 12 月 1 日～平成 25 年 12 月 20 日まで

〔調査地域〕 寄居町内全域

〔調査対象〕

未就学児童保護者調査 寄居町内在住の 0 歳～5 歳の未就学児童の保護者
(無作為抽出)

就学児童保護者調査 寄居町内在住の小学 1 年生～6 年生児童の保護者
(無作為抽出)

〔調査方法〕 無作為抽出によるアンケート調査(ニーズ調査) 郵送により調査票を配布・回収

〔調査結果〕

調査種類	配布数	回収数	回収率
未就学児童保護者調査	900	441	49.0%
就学児童保護者調査	900	459	51.0%
合計	1,800	900	50.0%

(3) 調査結果の重要ポイント

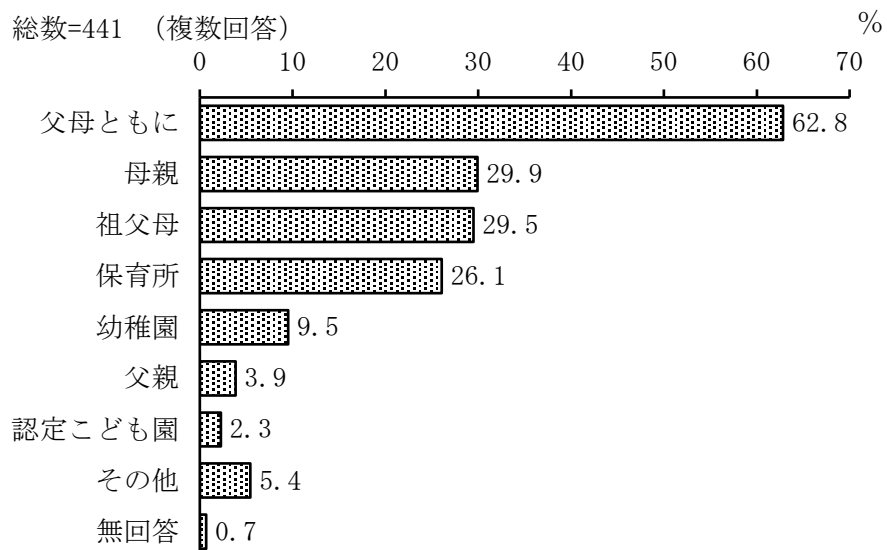
- 父母ともに子育てにかかわる家庭は少なくなく(未就学児約 63%、就学児約 59%) 父親の育児参加が一般化しつつある。
- 祖父母も子育てに果たす役割は小さくなく、子どもをみてもらえる友人・知人も少なくない。
- 子育ての相談相手のいる人も 9 割以上と多いが、少ないとはいえ未就学児 2%強、就学児 7%弱で相談相手がいないということに留意する必要がある。
- ひとり親の世帯の比率が未就学児約 8%、就学児約 13%で、全国平均の約 3% (H15.11.1 現在) に比してかなり多い。
- パート等も含めて母親の就労率は高く、未就学児で約 63%、就学児で約 78% となる。こうした背景から、認可保育所の利用は 3 人に 2 人の割合となっている。
- 学童の利用希望は、低学年で約 32%、高学年で約 14%となる。
- 子育ての悩みは、未就学児で「病気、発達・発育」「食事・栄養」「叱りすぎ」、就学児で「学業」「友達関係」。
- 生活環境面では「夜道の暗さ」が心配。

○町に望む施策は「楽しめる場所の整備」「保育等の費用負担軽減」「医療機関の充実」。

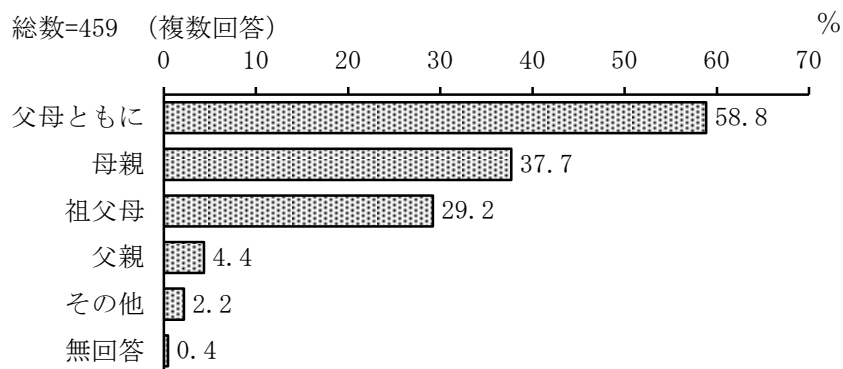
(4) 主な調査結果

■父母ともに子育てにかかわる家庭が少なくなく、未就学児で約63%、就学児で約59%を占めており、父親の育児への参加が一般化しつつあると言える。続いて両調査とも母親や祖父母がこれに続いており、子育てに祖父母が寄与していることがわかる。

(未就学児童調査問6) 子育てに日常的に関わっている方(施設)〈複数回答〉

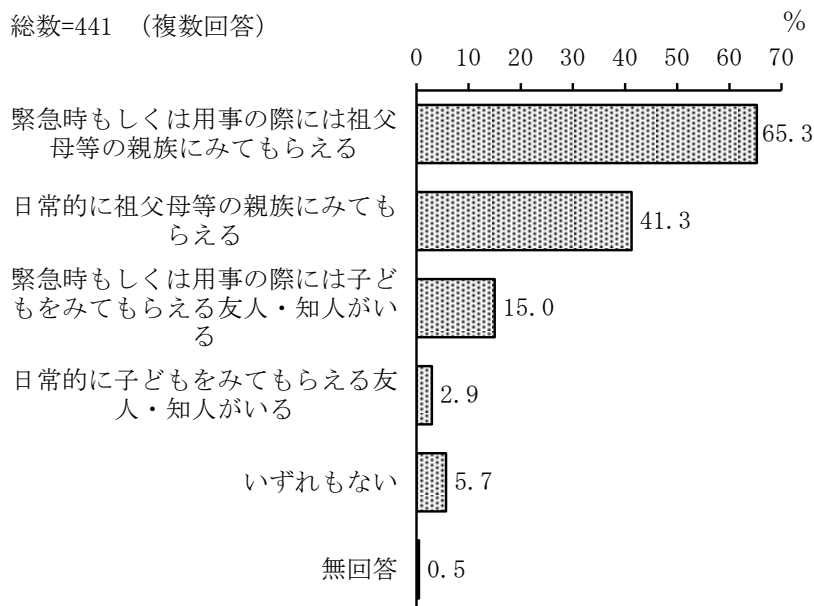


(就学児童調査問6) 子育てに日常的に関わっている方〈複数回答〉

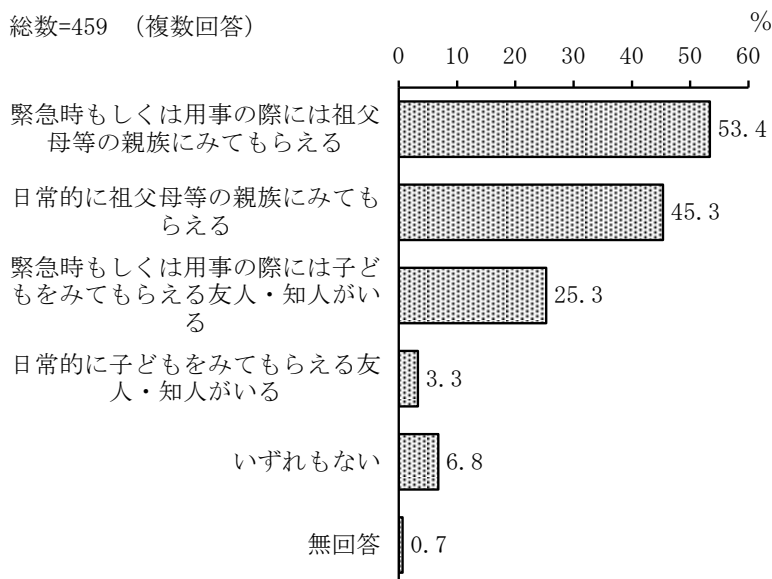


■祖父母が子育てに果たす役割は小さくなく、緊急時や用事の際に未就学児で約65%、就学児で約53%が祖父母等の親族にみてもらっているほか、日常的にみてもらっている人も多い。また、子どもをみてもらえる友人・知人も少なくない。

(未就学児童調査問7) 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無〈複数回答〉

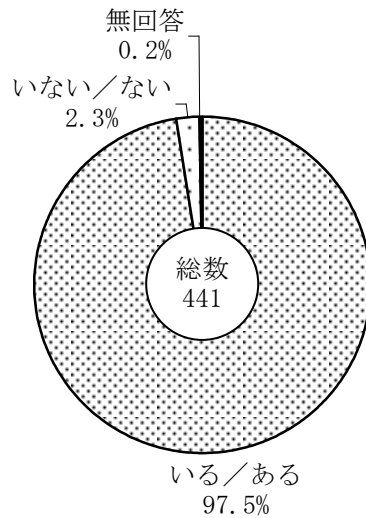


(就学児童調査問7) 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無〈複数回答〉

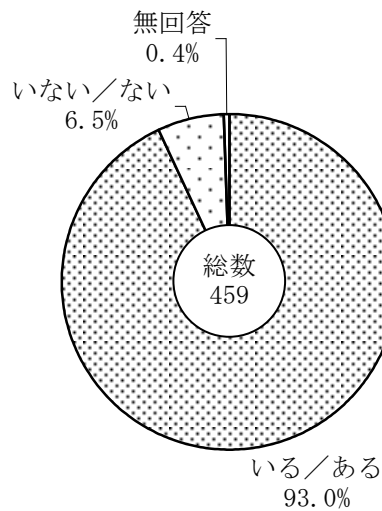


■子育ての相談相手が「いる」と回答した人は両調査とも、9割以上を占めるが、少ないとは言え、未就学児2%強、就学児7%弱で相談相手はいないと回答していることに留意する必要がある。

(未就学児童調査問8) 子育てをする上での相談相手や相談できる場所の有無

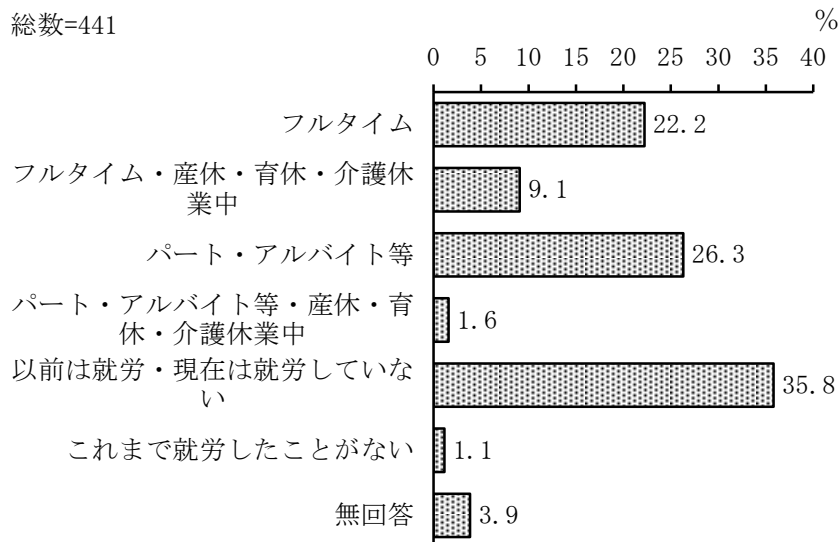


(就学児童調査問8) 子育てをする上での相談相手や相談できる場所の有無

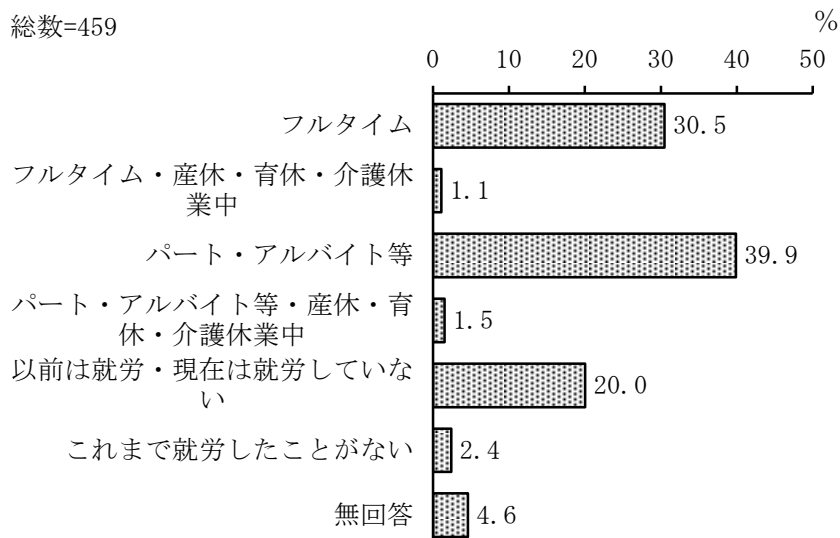


■パート・アルバイト等も含めて母親の就労率は高く、未就学児で約59%、就学児で約73%となっている。以前は就労していたが現在は就労していないとする人も少なくなく、未就学児で約36%、就学児で20%を占めている。

(未就学児童調査問9)(1) 母親の現在の就労状況



(就学児童調査問9)(1) 母親の現在の就労状況



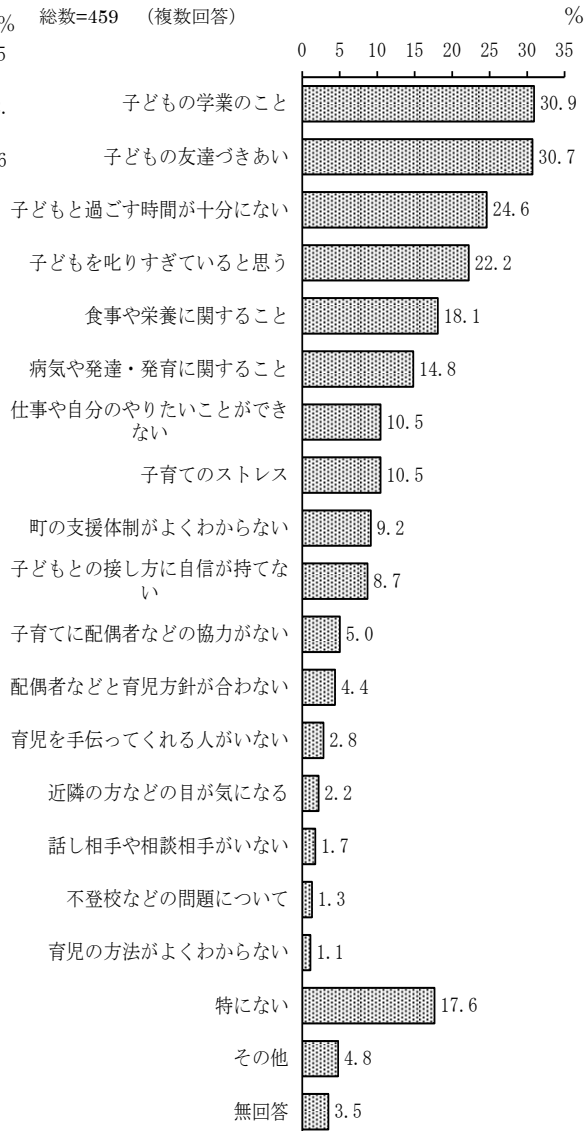
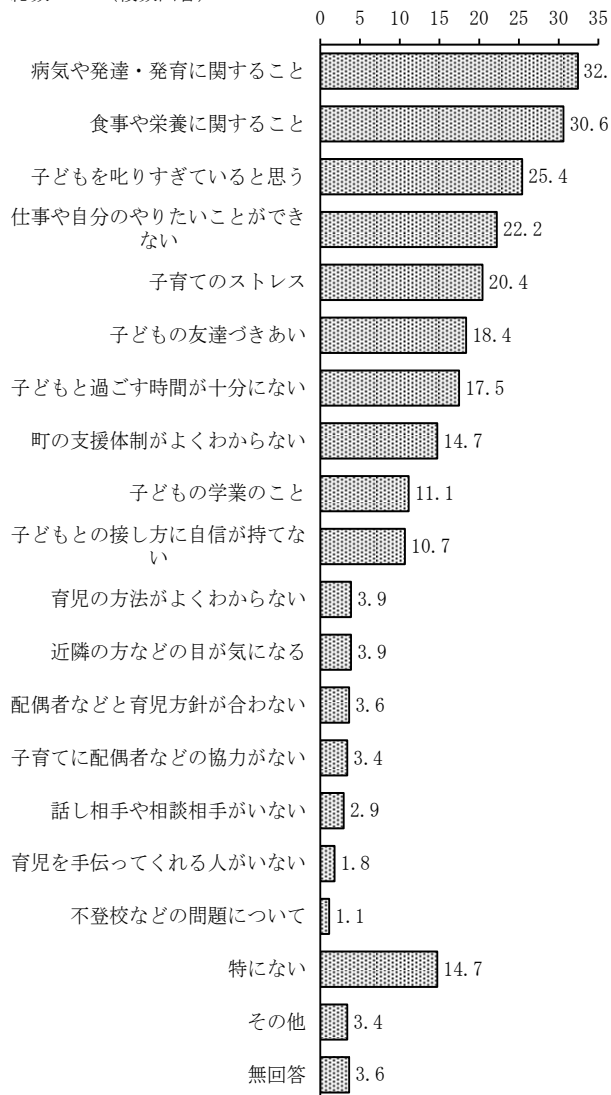
■子育ての悩みは、未就学児で「病気、発達・発育」「食事・栄養」「叱りすぎ」、就学児で「学業」「友達関係」などが多い。なお、「子育てのストレス」は未就学児で、より多くなっている。

(未就学児童調査問 26) 子育てに関して日頃悩んでいることや気になること

(就学児童調査問 14) 子育てに関して日頃悩んでいることや気になること

総数=441 (複数回答)

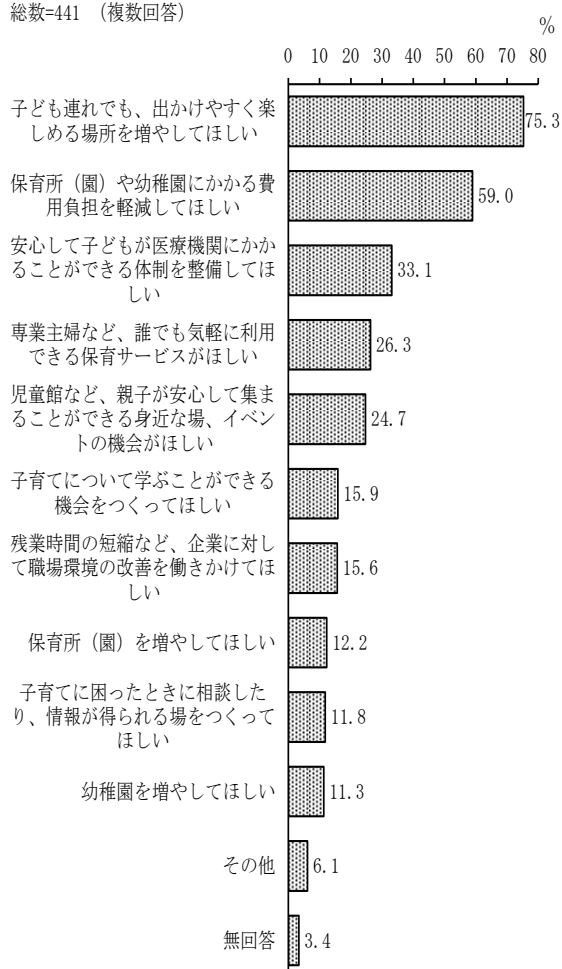
総数=459 (複数回答)



■町に望む施策は、未就学児で、「子ども連れでも、出かけやすく楽しめる場所の整備」「保育料等の費用負担軽減」、「安心して子どもが医療機関にかかることができる体制の整備」などが多く、就学児でも、やはり「子ども連れでも、出かけやすく楽しめる場所の整備」が最も多く、続いて「安心して子どもが医療機関にかかることができる体制の整備」、「放課後学童クラブにかかる費用負担軽減」が続き、「子ども連れで出かける場所」「保育・教育費用負担軽減」「医療体制」が関心事であるといえる。

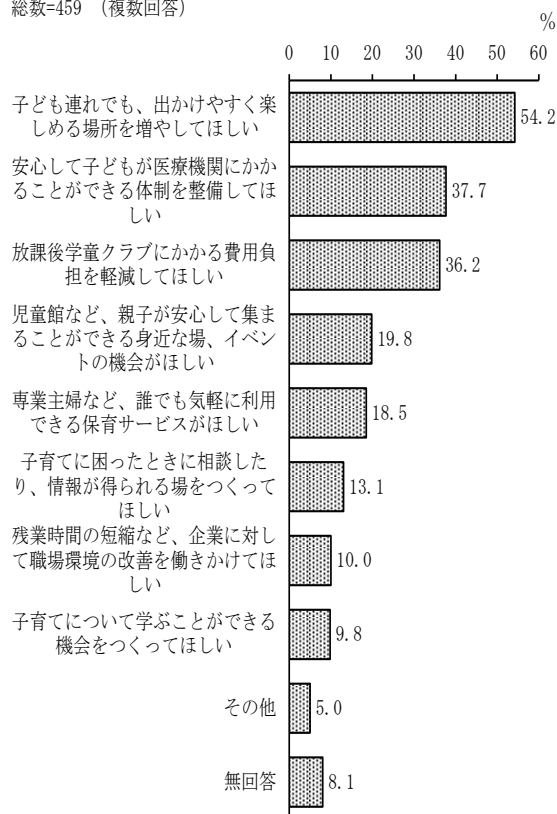
(未就学児童調査問 29) 子どもの健やかな成長のために、町として必要な取組

総数=441 (複数回答)



(就学児童調査問 17) 子どもたちの健やかな成長のために、町として必要な取組

総数=459 (複数回答)



7 計画の重点課題

(1) ニーズを満たす教育・保育サービスの提供

少子化が進む本町のまちづくりを進めるなかで、エンゼルプランや次世代育成支援などの計画の推進など、これまで保育サービスの充実に努めてきました。この経緯を踏まえ、平成27年度から始まる子ども・子育て新制度への的確な対応を進め、保育ニーズの充足、保育所待機児童ゼロの維持と保育の質の向上、子育て支援のいっそうの充実に努める必要があります。また、延長保育や一時保育など、よりきめ細やかなニーズに対応した保育サービスの充実に努めることが求められます。

また、幼稚園に関しても、3～5歳児について、年間150人程度の就園ニーズがあることから、受け入れ先となる幼稚園の維持及び教育内容の充実が必要です。

さらに、就学児童について、1～3年生を中心に、4～6年生についても学童保育ニーズがあることから、受け入れ先となる放課後児童クラブの維持を図る必要があります。

(2) 仕事と家庭の両立支援

我が国は、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けています。また、子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方、就労の継続を希望する女性の就労継続には依然として厳しい状況にあります。

本町では、未就学児童で約6割、就学児童で7割以上の母親が何らかの就労状況にあるように（ニーズ調査）、女性の就労が進んでいます。また、子育ての悩みで「子どもと過ごす時間が十分でない」という声が比較的多い（ニーズ調査）など、家庭生活の時間的な比重は就労に偏っています。今後は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が重要な課題となっています。

このため、産休・育児休暇制度等が整い、取得しやすいなど、子育て世帯に優しい就労の場の確保や医療費、就学費など、経済的な負担に対する軽減措置など、子育て世帯を支えることが必要です。

また、男女が共同して、子育てを含む充実した家庭生活の営みに参加できるよう男女共同参画計画の普及に努めるとともに、緊急時等の一時的な保育など、多様な保育ニーズへの対応を進め、子育てを負担に思う気持ちや、不安・ストレスを軽減する取り組みをさらに進める必要があります。

(3) 子育て支援ネットワークの整備

人口推計によると、大多数の自治体と同様に、本町も少子化が進行します。町の将来像を展望したとき、次世代育成支援への取り組みを進め少子化に歯止めをかけ、地域社会の活力を維持することが、町の長期的な発展を支えるための重要な政策となります。したがって、次世代育成支援、子ども・子育て支援は、行政と町民が一体となって取り組むべき、まちづくりの重要課題であるということを広く認識することが必

要です。

また、社会環境の変化に伴い児童虐待が増加することも懸念されます。

このため、幼児関連施設、学校、地域（各行政区や民生児童委員）、家庭、医療機関、児童相談所等による子育てネットワークを構築することで、地域の「子育て力」を最大限に発揮できる体制を充実させることが必要です。また、子育てに関連するサービスや相談事業、町民の自主的な子育て支援活動内容等を、多くの町民が共有し、地域で支えあえる仕組みを充実させる必要があります。

〔４〕安心できる居場所や遊び場づくり

子どもを取り巻く社会環境・自然環境のめまぐるしい変化により、子どもが犯罪に巻き込まれる危険性が高まっているとともに、子どもの健全な成長を阻害する要因の増加も懸念されています。加えて、核家族の増加にともない、家族が子どもを守り育てる力も弱まり、子どもがこうした環境変化に直接さらされる危険性も高くなっています。

また、ニーズ調査においては子どもの身近なところで居場所、遊び場が求められているので、今後とも安全・安心な活動場所や地域環境の浄化等、子どもの健全な発達のための良質な環境を整えることが大きな課題となっています。

〔５〕生きる力を育てる教育の推進

子ども時代のさまざまな体験は成長のエネルギーです。学校教育とともに、豊かな自然環境の中での活動や、地域の文化に親しみ、多くの人々とふれあい、交流する活動、職業体験等を通じて、たくましく、心豊かに生きる力を醸成することが必要です。

また、子どもの自主性を生かし、子どもたちの主体的な活動を育み、支援するとともに、こうした取り組みを温かく見守り、子どもの健全な成長をしっかりと支えることができるよう、親に対しても家庭教育を学習する機会を充実していくことが必要です。

第3章 基本方針

1 基本理念

寄居町では、これまで「子育て 親育ち 地域育ち 子育てつなぐ寄居町」という基本理念のもと、「子どもの視点」「次代の親づくりという視点」「サービス利用者の視点」「社会全体による支援の視点」「仕事と生活の調和実現の視点」「すべての子どもと家庭への支援の視点」「地域における社会資源の効果的な活用の視点」「サービスの質の視点」「地域特性の視点」などに留意して計画を進めてきました。

本計画においては、これまでの取り組みをさらに発展的に推進できるよう、次世代育成支援行動計画で定めた基本理念を踏襲することとしますが、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことで、「家庭を築き、子どもを産み育てる」という人々の願いが叶えられ、全ての子どもが笑顔で健やかに成長でき地域も笑顔、家族も笑顔で子どものいる団らんを楽しめる社会の実現を目指し、計画の愛称を「寄居町子ども子育てスマイルプラン」とします。

子育て 親育ち 地域育ち 子育てつなぐ寄居町

「子育て」…すべての子どもがその誕生を喜ばれ、人と人との関わりを通して豊かな人間性を形成し、「主体性」を持った存在として、たくましく成長していけるように応援します。

「親育ち」…子どもを生み育てる親が、子どもとの生活に喜びと安らぎを感じながら互いに希望を語り合い、子育てを通して親も育っていく環境づくりを応援します。

「地域育ち」…地域が、人々の交流を通して、子育ての楽しさと大変さを分かち合い、協力し合える環境となっていくことを応援します。

2 基本目標

寄居町では、基本理念を実現するため、「子育てしているすべての家庭のために」「働きながら子育てしている家庭のために」「次世代を育む親となるために」「子どもが健全に育つ町づくりのために」の4つの基本目標を掲げてきました。

本計画では、どのような町づくりを目指すのかに着目して、以下の5つの基本目標を掲げ、各種の施策・事業を展開していくこととします。

基本目標1 量と質を重視した教育・保育の提供と子ども・子育て支援
(子ども・子育て支援事業計画)

基本目標2 みんなが子育てに参加するまち

基本目標3 安心して出産・育児ができるまち

基本目標4 健やかに子どもが育つまち

基本目標5 子どもの居場所・遊び場が整ったまち

(1) 量と質を重視した教育・保育の提供と子ども・子育て支援

(子ども・子育て支援事業計画)

人々の意識の変化やライフスタイルの都市化・多様化・個性化にともない、住民のニーズも多様化しています。

このため、子ども・子育て支援新制度に基づき、ニーズに対応した教育・保育サービス等の提供と子ども・子育て支援の充実を図るとともに、子育て家庭に配慮した働き方を提唱し、仕事と子育てが両立できる環境を創出していきます。

(2) みんなが子育てに参加する町

結婚や出産を控えた若い世代が、子育てに明るい希望が持てるよう、家庭での子育てを支援し、地域では「子育て」と「親育ち」を支援することに取り組み、子どもがのびのびと生まれ育つまちづくりへとつなげていきます。また、子育ての孤立を防ぎ、子育ての尊さを理解した地域を目指します。

(3) 安心して出産・育児ができる町

子どもの健康や病気は親にとって最大の関心事であり、特に医療サービスに対する評価が厳しくなっています。このため、健康診査、育児体験などを通じて子どもの成長・発達に関する正しい知識や適切な指導を行うことで、親子の不安解消、親育ちを支援していきます。

(4) 健やかに子どもが育つ町

長期的な視野から、子どもの健全育成に取り組んでいきます。特に、子どもたち一人ひとりが、健康で心豊かな人間に成長し、自立する力を身につけることを目指して、充実した子ども時代を過ごすことができるよう、さまざまな体験を自主的に選び取れる環境づくりに努めます。

(5) 子どもの居場所・遊び場が整った町

何よりも子どもの安全が守られ、安心して育てることができる地域を目指して、地域、警察、幼児施設、学校などの安全対策ネットワークを強化し、子どもの安全な

居場所の確保を図ります。また、バリアフリーの視点を取り入れた地域の住環境、道路交環境、公共施設などの整備・設計や、子ども同士が安全に遊べ、家族連れが楽しく時間を過ごすことのできる場所の整備を検討していきます。

3 施策の体系

基本目標	基本施策
1 量と質を重視した教育・保育の提供と子ども・子育て支援（子ども・子育て支援事業計画）	(1) 教育・保育提供区域の設定
	(2) 量の見込みと質の確保
2 みんなが子育てに参加するまち	(1) 子育て支援機能の充実
	(2) 子育て支援のネットワークづくり
3 安心して出産・育児ができるまち	(1) 保育サービスの向上
	(2) 親子が気軽に相談、交流できる場の充実
	(3) 子育て支援情報の充実
	(4) ひとり親家庭の支援の充実
	(5) 経済的支援の推進
	(6) 子どもを犯罪から守る対策の推進
	(7) 交通安全対策の推進
	(8) 子育てを支援する生活環境の整備
4 健やかに子どもが育つまち	(1) 親と子の健康と福祉の充実
	(2) 要保護児童対策の推進
	(3) 障害児支援の充実
	(4) 子育てと仕事の両立の支援
	(5) 幼児教育・学校教育の充実
	(6) 食育の推進
	(7) 思春期保健対策の推進
5 子どもの居場所・遊び場が整ったまち	(1) 多様な体験プログラムの充実
	(2) 子どもの遊び場の充実
	(3) 子どもの人権の尊重
	(4) 子どもが健全に育つための環境整備
■ 計画の推進	(1) 計画推進・進行管理体制の整備
	(2) 関係機関相互の連携促進

4 子ども人口の想定

平成27年以降の推計に当たっては、第2章の人口推計値の減少率を利用するとともに、平成26年4月の人口構成比を基に、毎年一歳ずつ年齢を加算しながら、翌年以降の子ども人口を計算し、併せて平成37年に至る0～11歳（小学校児童以下）の各歳別人口を想定しました。

■各歳別子ども人口の想定

単位：人

	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
0歳	251	221	215	209	203	197	191	165
1歳	235	220	220	214	208	202	196	155
2歳	261	208	219	219	213	207	201	171
3歳	230	235	207	218	218	212	206	152
4歳	239	237	234	206	217	217	211	159
5歳	242	219	236	233	205	216	216	186
6歳	262	243	219	236	233	205	216	191
7歳	278	243	243	219	236	233	205	196
8歳	299	229	243	243	219	236	233	201
9歳	323	269	229	243	243	219	236	206
10歳	314	251	269	229	243	243	219	216
11歳	333	264	251	269	229	243	243	216
計	3,267	2,839	2,785	2,738	2,667	2,630	2,573	2,214

第4章 施策の展開

1 量と質を重視した教育・保育の提供と子ども・子育て支援 (子ども・子育て支援事業計画)

(1) 教育・保育提供区域の設定
(2) 量の見込みと質の確保

(1) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育サービスの提供区域を全町1区域として設定します。

(2) 量の見込みと質の確保

○教育・保育について、現在、町内における提供体制は、私立幼稚園が1園、公立保育所が4所、私立保育園が4園、認可外施設が2園となっています。この提供体制により保育の需要に対する供給を満たしているため待機児童はゼロとなっています。ただし、アンケートの分析などから、低年齢児は今後も現状程度のニーズが考えられるため、この需要に対応できるよう保育士の確保などにより、提供体制を整備して供給量の確保に努めます。

○学童保育について、現在、町内に放課後児童クラブが7箇所運営されており、待機児童はゼロです。ただし、クラブによっては定員いっぱいとなっている状況もあります。今後、少子化に伴って児童数の減少が見込まれることから全体としての供給量は不足しないと考えられますが、個別のクラブごとに入所希望児童の推移を見ながら、供給量が不足する場合には、定員増を検討します。

○町内における教育・保育のサービス提供体制については、すでにニーズに対する供給量が確保されている状況であり、現時点で新たに供給量を確保する必要性はありません。しかし、一部の保育施設の老朽化などが進んでおり、今後は、施設整備などを含め、質の確保を図るための施策の推進を検討します。

■【参考】保育の必要性の認定区分

- ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の未就学の子ども
- ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた未就学の子ども（保育を必要とする子ども）
- ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた未就学の子ども（保育を必要とする子ども）

① 教育・保育

単位：人

1) 1号認定	25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
実績・量の見込み	155	160	155	150	145	140
確保量	280	280	280	280	280	280
差(余力)	125	120	125	130	135	140

※平成25年度実績は、平成25年4月時点の入園児童数とした。

単位：人

2) 2号認定	25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
実績・量の見込み	406	385	374	363	353	342
教育ニーズ	0	0	0	0	0	0
保育ニーズ	406	385	374	363	353	342
確保量	417	417	417	417	417	417
差(余力)	11	32	43	54	64	75

※平成25年度実績は、平成26年3月時点の入所児童数とした。

単位：人

3) 3号認定	25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
実績・量の見込み	278	274	268	261	254	247
0歳	38	40	40	39	39	38
1・2歳	240	234	228	222	215	209
確保量	280	280	280	280	280	280
差(余力)	2	6	12	19	26	33

※量の見込み数は、育休取得者も考慮して算出した。

※平成25年度実績は、平成26年3月時点の入所児童数とした。

② 時間外保育事業

単位：人

	25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
実績・量の見込み	112	112	109	106	103	100
確保量	112	112	112	112	112	112
差(余力)	0	0	3	6	9	12

※量の見込み数は、平成25年度の2・3号認定入所児童数実績の比率を各年度の入所児童数に比率をかけて算出した。

③ 放課後児童健全育成事業（7か所）

単位：人

	25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
実績・量の見込み	280	267	260	253	246	239
低学年	195	184	179	174	169	164
高学年	85	83	81	79	77	75
確保量	345	345	345	345	345	345
差(余力)	65	78	85	92	99	106

※平成25年度実績は、平成25年4月時点の在籍児童数とした。

※高学年の量の見込みは、制度変更があるため平成25年度実績を基に低学年の推移の見込み数の比率をかけて算出した。

④ 地域子育て支援拠点事業

単位：人回

	25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
実績・量の見込み	8,392	8,200	8,000	7,800	7,500	7,300
確保量	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700
差(余力)	2,308	2,500	2,700	2,900	3,200	3,400

※量の見込みについては、平成25年度実績と0から2歳の児童数の比率に、各年度の0から2歳の児童数の将来の子ども人口にかけて算出した。

⑤ 一時預かり

1) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

単位：人

	25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
実績・量の見込み	66	66	66	66	66	66
確保量	70	70	70	70	70	70
差(余力)	4	4	4	4	4	4

2) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)以外

単位：人

	25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
実績・量の見込み	150	150	150	150	150	150
確保量	150	150	150	150	150	150
差(余力)	0	0	0	0	0	0

※量の見込みは、平成25年度実績に基づき過去の利用実績の伸び率をかけて算出した。

○現状の入園児数を対象とした、幼稚園における受け入れを促進します。

⑥ ファミリー・サポート・センター事業

単位：人(年間の延べ利用人数)

	25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
実績・量の見込み	25	31	30	29	50	100
低学年	25	3	3	3	25	50
高学年	0	28	27	26	25	50
病児・病後児	0	0	0	0	0	0
確保量	25	35	40	45	50	100
差(余力)	0	4	10	16	0	0

⑦ 妊婦健康診査

単位：人

	25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
実績・量の見込み	216	221	215	209	203	197
確保量	216	221	215	209	203	197
差(余力)	0	0	0	0	0	0

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

単位：人

	25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
実績・量の見込み	203	221	215	209	203	197
確保量	203	221	215	209	203	197
差(余力)	0	0	0	0	0	0

2 みんなが子育てに参加するまち

基本施策（施策の柱）	施策
（１）子育て支援機能の充実	① 相談・指導の充実
（２）子育て支援のネットワークづくり	① 子育てグループ活動への支援 ② 地域の子育て支援者の活用 ③ 交流・ふれあいの充実 ④ 民間企業の働きかけ

（１）子育て支援機能の充実

◆現状と課題◆

地域のつながりが希薄化したところでは、母親が一人で子育ての負担を背負い、悩む、「子育ての孤立化」が進みがちです。親が子育て本来の価値と喜びを実感しながら、自信とゆとりをもって子育てできるよう、地域ぐるみの子育て支援の仕組みをつくり、地域の健全な子育て機能の充実を図ります。

◆施策◆

① 相談・指導の充実

若年出産や高齢出産などの増加、育児環境の変化などにより、個別支援が重要となっています。子育てに悩んでいるときや相談相手がほしいとき、いつでも気軽に相談に応じられるような体制の整備や、健康相談や育児学級を中心に学習の機会を設け、相談指導の機会の充実を進めます。子どもの健康な成長発達とともに、親自身が子育て不安を解消し、安心して育児ができるよう、支援事業を実施していきます。

◆主な取り組み◆

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
ファミリー・サポート・センター事業（会員相互の援助組織）	○育児支援を受けたい人と育児支援を行いたい人を会員とする組織により、保育所への送迎や一時的な預かり等、育児に関する援助活動を行う事業です。事業のPRを行い会員数の増加を図ります。	子育て支援課
保育所の活用	○寄居保育所を会場に親子ふれあい広場を実施するとともに、私立保育園における保育所地域活動事業やミニ子育て支援センター事業を促進します。	子育て支援課
つどいの広場	○公共施設や空き店舗を活用し、主に乳幼児（0～3歳）をもつ子育て中の親子が気軽に交流や相談できる、つどいの広場の検討を行います。	子育て支援課

(2) 子育て支援のネットワークづくり

◆現状と課題◆

子育てで困ったり、不安になったりしたときに相談する場が身近にないということが、育児不安を大きくする原因の一つにもなっています。子育てに関しての的確な情報を得るため、また、子育てで行き詰まりを感じたとき、精神的に孤立しないためにも、親として自信が持てる、認めてもらえる場と子育て中の仲間をつくることが大切です。地域コミュニティにおける自主的な子育て支援活動への応援と、そのネットワークづくりが求められています。

◆施策◆

① 子育てグループ活動への支援

子育て世帯が、子育ての楽しさを通じて輪を広げられるよう、地域子育て支援センター事業を中心に、自主的な子育てサークルの維持や相談援助、情報交換活動を支援します。また、子育て世帯だけでなく、これから子育てを担う世代の参加も含めた仲間づくりを研究・検討していきます。

② 地域の子育て支援者の活用

子育て中の保護者から気軽に相談を受け、必要としている情報を提供できる地域の子育てボランティアの確保に努めます。また、地域の子育て経験のある人たちの力を借りながら、地域における子育て支援者の輪を構築します。

③ 交流・ふれあいの充実

地域の生活文化に親しみ、生まれ育った郷土への愛着を育てるためにも、各行政区や子ども会等との連携による地域活動の推進、世代間交流等、より多くの人々が参加できる活動を推進します。

④ 民間企業の働きかけ

地域ぐるみの子育て支援、次世代育成支援の取組として、民間企業の理解と参画を促します。

◆主な取り組み◆

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
地域における子育て支援のネットワーク化	○地域子育て支援センターを中心とする子育て支援のネットワーク化の促進を図るため、先例地等、資料を収集し拡大に努めます。	子育て支援課
子育て支援のリーダーやサポーターの養成	○県で開催する子育て支援のリーダーやサポーターの研修会・講習会に希望者を募り、養成を支援します。	子育て支援課

地域全体で子育て家庭を支えるPRの推進	○地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関するPRを進めます。	健康福祉課 子育て支援課
事業主への働きかけ	○引き続き、より多くの企業が、次世代育成支援対策に取り組むよう働きかけを行う。また、ノー残業デーの導入拡充等による所定外労働時間の削減、子どもの出生時における父親の休暇取得を促します。	商業観光振興課
積極的な取組を行っている企業の情報提供の促進	○県作成のパンフレットの配布により、次世代育成支援対策に積極的に取り組んでいる企業の登録制度の周知に努めます。	子育て支援課 商業観光振興課

3 安心して出産・育児ができるまち

基本施策（施策の柱）	施策
（１）保育サービスの向上	① 保育関連施設の整備充実 ② 保育内容の充実 ③ 保育の質の向上
（２）親子が気軽に相談、交流できる場の充実	① 地域子育て支援センター事業等の推進 ② 母子保健サービスの充実 ③ 子どもの健やかな発達の促進 ④ 不妊治療費の助成
（３）子育て支援情報の充実	① 子育て支援情報の提供 ② 子育てガイドブックの配布、内容の充実
（４）ひとり親家庭の支援の充実	① ひとり親福祉の充実 ② 雇用促進及び生活安定の促進
（５）経済的支援の推進	① こども医療費の支援 ② 児童手当等の推進 ③ 各種経済的支援の推進
（６）子どもを犯罪から守る対策の推進	① 防犯灯の設置等環境整備 ② 子どもを守る活動の強化
（７）交通安全対策の推進	① 道路環境の整備 ② 交通安全教育の推進 ③ チャイルドシートの設置促進
（８）子育てを支援する生活環境の整備	① 道路、交通機関等のバリアフリー化推進 ② 子育てに配慮した住宅の普及促進

（１）保育サービスの向上

◆現状と課題◆

子育て支援をより一層進めるためには、地域の保育機能の充実が必要であり、子どもをもつ親などが安心して働くことなどができる地域づくりを進める必要があります。

このため、保育所等の充実をはじめ、多様な保育ニーズに対応した、きめの細かい保育サービスの実施、保育士の資質の向上等による保育の質の向上などに、積極的に取り組む必要があります。

◆施策◆

① 保育関連施設の整備充実

保育所や放課後児童保育施設に対する老朽化等への適切な対応を進めるとともに、児童数の変化に合わせた施設整備の検討を進めます。

② 保育内容の充実

延長保育や一時保育、障害のある子どもの受け入れなど、需要を勘案しながら、保育所や放課後児童保育施設において、きめの細かい保育サービスの提供に努めます。

③ 保育の質の向上

保育士の積極的な研修会への参加等により、保育サービスの質の向上に努めます。

◆主な取り組み◆

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
保育所の整備	○民間保育園の施設整備に対して、必要な支援に努めます。また、男衾地区に子育て支援センター、老朽化した公立保育所の整備に向けた検討を行います。	子育て支援課
情報提供の充実	○保育施設の案内の配布、町ホームページの子育て情報の充実に努めます。	子育て支援課
児童の受入体制の整備促進	○入所要件に適合するすべての児童を受け入れる体制の整備を促進します。	子育て支援課
低年齢児保育の充実	○寄居保育所及び民間保育園で、引き続き低年齢児保育を実施します。	子育て支援課
通常保育の充実	○公立保育所の通常保育の充実に努めます。	子育て支援課
延長保育の取り組み	○寄居保育所及び民間保育園で、引き続き延長保育に取り組みます。	子育て支援課
一時保育事業	○寄居保育所において、引き続き一時保育事業を実施します。また、リフレッシュ・緊急保育の普及のため情報提供に努めます。 ○民間保育園に一時保育事業の実施を促します。	子育て支援課
保育の質の向上	○保育所（園）の保育の質の向上に努めます。 ○放課後児童クラブ運営基準に基づき、運営状況等を定期的に確認し、児童の安全確保と健全な運営を図ります。	子育て支援課
積極的な研修会への参加	○保育士の資質の向上を図るため、必要な研修を積極的に受け、多様化する保育ニーズに応えられるよう努めます。また、公立保育所及び私立保育園の保育士で組織するひまわり保育の会を支援します。	子育て支援課
苦情解決体制の円滑な推進	○保育所における苦情解決体制の円滑な運営を図るとともに、広報誌への掲載及び保育所への制度概要の掲示を行います。	子育て支援課
第三者評価制度の導入の検討	○制度概要の収集及び先進地の資料収集に努め、制度の導入に向け検討します。	子育て支援課
家庭保育室（小規模保育）の利用の促進	○必要に応じ、近隣市町村にある家庭保育室（小規模保育）に対し、乳幼児の保育を委託します。	子育て支援課

(2) 親子が気軽に相談、交流できる場の充実

◆現状と課題◆

妊娠から周産期にかけて、安心して子どもの誕生を迎え、新しい生活を困難なくスタートできる環境づくりが重要です。母子保健サービスの充実や子どもの健やかな発達を支える支援を充実させ、地域全体で子育てを支援する体制づくりが必要となっています。

◆施策◆

① 地域子育て支援センター事業等の推進

地域子育て支援センターにおける相談・情報提供、交流等の活動の積極的な推進を図るとともに、保育所地域活動事業やミニ子育て支援センター事業など、子育て支援体制の充実を図ります。

② 母子保健サービスの充実

母子健康手帳交付、育児学級、乳幼児健診、定期健康相談、予防接種など母子保健サービスの充実を図るなかで、育児不安の解消、父親の子育ての参加意識の向上に努めます。

③ 子どもの健やかな発達の促進

親が主体的に健康づくりや子育てに取り組むために、子どもの健康や発達について理解を深めるよう、乳幼児健診や子育て教室の内容の充実を図ります。

④ 不妊治療費の助成

妊娠・出産を望むご夫婦に対し、不妊治療にかかる経済的負担を軽減し、少子化対策及び次世代育成支援の推進を目的に不妊治療費の一部助成を検討します。

◆主な取り組み◆

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
地域子育て支援センター事業の充実	○寄居町子育て支援センターを活用し、子どもや保護者の交流の場を提供し、児童が健やかに成長できるよう適切な相談・助言・指導を実施します。	子育て支援課
一貫した母子保健システムの充実	○妊娠、出産、育児、就学、児童生徒に至るまで、それぞれの段階に必要な母子保健サービスを提供するとともに、カルテの一貫管理により、母子保健システムの充実を図ります。	健康福祉課
妊婦訪問・こんにちは赤ちゃん事業の充実	○身体条件や生活環境などの理由により、訪問指導が必要な妊産婦に対し、不安解消を図り、また疾病の予防や早期発見に努めます。訪問では、育児の不安解消と乳児の異常の早期発見に努めます。	健康福祉課 子育て支援課

	○心身の発育・発達状況を確認しながら、その状況に応じた支援を行い、母親の育児不安の解消等に努めます。	
妊産婦の喫煙・飲酒防止対策	○母子健康手帳交付時やパパママ学級、乳幼児健診時にパンフレットを配布することにより、妊娠中の飲酒・喫煙が胎児に悪影響を及ぼすことの周知に努めます。	健康福祉課
受動喫煙防止対策の推進	○訪問や乳幼児健康診査時にタバコの有害性に関するパンフレットを配布し、PRを行います。	健康福祉課
広報・PR活動の推進	○乳幼児健康診査時にパンフレットを配布するとともに、相談機関のポスターを掲示するなど、母子保健に関するPRを推進します。	健康福祉課
不妊治療費の助成	○不妊治療にかかる経済的負担を軽減するために、不妊治療費の一部助成を検討します。	健康福祉課

(3) 子育て支援情報の充実

◆現状と課題◆

子どもや子育てに関する国の法律や町の制度が大きな変化をみせるなか、サービスを有効に活用するとともに、父親の子育てへの参画や子育てそのものへの地域住民の意識向上を進めるため、町民に対する情報提供に努める必要があります。

◆施策◆

① 子育て支援情報の提供

新たな子育て支援の仕組みやサービスの内容、子育て支援に係る地域の活動等、子育て支援情報について、収集に努めるとともに、体系的に整理した上でその提供に努めます。情報提供については、インターネットの活用や多様な情報媒体の活用にも努めます。

② 子育てガイドブックの配布、内容の充実

子育てに関する情報を盛り込んだ子育てガイドブックについて、内容の充実に努めます。

◆主な取り組み◆

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
子育て支援情報の充実	○こんにちは赤ちゃん事業や乳幼児健診、担当窓口等において、子育て支援に関するパンフレットを配布するとともに、子育てに関して必要と思われる情報の提供に努める。	子育て支援課 健康福祉課
子育て支援サービスの一元的な情報収集・提供・利用者への助言	○児童館や子育て支援センターにおいて、子育て支援サービスの一元的な情報収集・提供などに努めます。	子育て支援課
インターネットを活用した情報提供	○町公式ホームページやSNS(ソーシャルネットワークサービス)等で子育て支援情報の周知に努めます。	子育て支援課
子育てガイドブックの作成	○子育てに関する情報を盛り込んだ子育てガイドブックを作成・配布します。	子育て支援課

(4) ひとり親家庭の支援の充実

◆現状と課題◆

近年、全国的に離婚率が上昇しており、ひとり親家庭への支援を軽視できなくなっています。母子家庭、父子家庭ともに、複数の問題を抱えているため、精神的不安の解消や自立支援を推進していく必要があります。

◆施策◆

① ひとり親福祉の充実

ひとり親家庭の自立と生活の安定促進のために、子育てや日常生活の相談、経済的な支援を図ります。

② 雇用促進及び生活安定の促進

就業に関する相談、必要な技能や知識を身につけるための情報提供を充実します。

◆主な取り組み◆

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
ひとり親家庭福祉事業の充実	○県が実施する母子及び寡婦福祉資金制度やひとり親家庭就学援助制度の普及に努めます。	子育て支援課
雇用の促進	○母子家庭等の就労促進のため、就業相談への支援を行います。	商業観光振興課

(5) 経済的支援の推進

◆現状と課題◆

出産費用や子どもが生まれてから社会人になるまでかかる教育費などの子育て費用が、親にとって大きな負担となっている現実がうかがえます。

ニーズ調査における町に期待する子育て支援策として「保育所(園)や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」という回答など、経済的な負担の軽減についての要望が高くなっています。

各種手当や助成制度などの経済的な支援の継続をするとともにその普及・周知が必要となっています。

◆施策◆

① こども医療費の支援

子どもの医療費に係る負担の軽減を図るため、医療費支給の充実を図ります。

② 児童手当等の推進

児童手当、児童扶養手当等、支援が必要な家庭に対する支給を推進します。

③ 各種経済的支援の推進

施設利用、サービス利用に係る各種料金の軽減や割引措置など、各種の経済的な支援を推進します。

◆主な取り組み◆

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
こども医療費支給事業等の推進	○乳幼児、ひとり親の医療費を助成し、経済的負担を軽減します。 ○こども医療費補助の拡充を図ります。	子育て支援課
児童手当、児童扶養手当制度の普及・PR	○児童手当制度、児童扶養手当制度及び特別児童扶養手当制度の普及・PRを行います。	子育て支援課
子育て支援交付金支給事業の推進	○子育て支援交付金支給事業の推進を図ります。	子育て支援課
パパママ応援ショップ事業の促進	○パパママ応援ショップ協賛店の拡大及び利用の促進を図ります。	商業観光振興課 子育て支援課

(6) 子どもを犯罪から守る対策の推進

◆現状と課題◆

日本各地で、子どもを巻き込んだ、さまざまな犯罪が多発しており、本町も例外とすることはできません。犯罪の発生を抑止し、安全に暮らしていくためには、警察や各行政区との連携を図りながら、地域ぐるみで子どもを守っていく体制づくりが必要です。

◆施策◆

① 防犯灯の設置等環境整備

防犯灯を必要としている箇所への設置、維持管理の支援を図ります。

② 子どもを守る活動の強化

子どもたちの緊急避難場所としての役割を果たす「地域で子どもを守る活動」の充実を図るとともに、不審者に対して学校や保育所等で対応マニュアルを作成し、地域住民をはじめ、協力者へ情報提供を行います。

◆主な取り組み◆

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
防犯灯の設置	○通学路等の防犯対策として、防犯灯を設置し、夜間における防犯と通行の安全確保を推進します。	生活環境課
不審者から子どもを守る対応マニュアルの活用	○埼玉県教育委員会の示したマニュアルに基づき、各学校の実態に即した対応マニュアルを作成し、不審者対策の訓練等を実施します。 ○各保育所において対応マニュアルを作成し、不審者対策を推進します。	子育て支援課 教育総務課 指導班
地域で子どもを守る活動の推進	○地域で子どもを守る意識の高揚と防犯のまちづくりを図ります。 ○子どもの安全確保が出来るよう「子ども110番の家」の設置及び「子ども見守り隊」の募集を呼びかけるとともに、学校と地域が連携して情報の共有化を図り、子どもに安全な地域環境づくりを進めます。	生涯学習課

(7) 交通安全対策の推進

◆現状と課題◆

交通事故による子どもの被害があとを絶ちません。交通事故を防止するためには、道路形状、見通しなど、事故が発生しやすい箇所の改良、信号機や横断歩道の設置といった環境整備だけでなく、信号無視や無理な道路横断などをなくするための交通安全意識の向上のほか、チャイルドシート等の設置促進などに努める必要があります。

◆施策◆

① 道路環境の整備

子どもたちが交通事故に遭わないようにするため、通学路などにおける危険箇所を把握し、環境整備を推進します。

② 交通安全教育の推進

幼児から小中学校、青年期にわたる各年代に適した交通安全教育の充実を図り、自分の安全は自分で守るという意識を向上します。また、自転車や自動二輪などにおける交通安全についても交通安全意識と運転技術の向上を促進します。

③ チャイルドシートの設置促進

乗車中の子どもの安全確保のため、ベビーシートやチャイルドシートの適切な使用方法を周知します。

◆主な取り組み◆

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
安全な道路環境の整備	○子どもの安全を確保するため、通学路などにおける、環境整備を引き続き推進します。	建設課 生活環境課 指導班
交通安全教育の推進	○保育所及び小中学校に出向き交通安全教室を開催し、交通事故防止の教育を行います。 ○学校と保護者・安全ボランティアによる登下校時の交通安全指導の充実を図ります。	子育て支援課 生活環境課 教育総務課 指導班
乳幼児の保護者に対するチャイルドシートの着用、正しい使用の徹底	○保護者に対し、チャイルドシートの着用の徹底を図るため、その使用効果及び正しい使用方法についての周知を図ります。	生活環境課

(8) 子育てを支援する生活環境の整備

◆現状と課題◆

子どもと子育て家庭の生活環境は大きく変化しています。このため、妊婦、子ども、子ども連れの人が安全で気軽に外出できるよう環境の整備を進めます。

また、子育て世代を中心に、生活しやすい高品質な住宅へのニーズが広がっており、快適な都市機能と豊かな自然環境のバランスが取れたまちづくりや、低コストでゆとりある住宅など、子育てしやすい住環境が求められています。

◆施策◆

① 道路、交通機関等のバリアフリー化推進

子ども連れやベビーカーでも安心して町内を歩けるよう、既存歩道の拡幅や段差解消など、公共施設のバリアフリー化を推進していきます。

② 子育てに配慮した住宅の普及促進

民間による優良住宅地の整備を促進し、多様化する居住ニーズや子育てに適した良質な住宅の普及を目指します。

◆主な取り組み◆

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
段差のない歩道の整備促進	○妊産婦の方や、乳幼児を連れた方などすべての人が、安全に安心して歩ける歩道の整備に努めます。	建設課 都市計画課
公共交通機関のバリアフリー化	○町内各駅のバリアフリー化について、鉄道各社が行うバリアフリー化施設整備に対し、支援を行います。	都市計画課
福祉のまちづくり条例に基づく整備の促進	○埼玉県が制定している福祉のまちづくり条例に準拠する町づくりを進めます。	都市計画課
勤労者住宅資金利用の促進	○住宅の新築、増改築及び購入並びに宅地の取得のため、勤労者住宅資金の周知と貸付けを行います。	商業観光振興課
良質な住宅の普及促進	○子育て世帯向けを含めた良質な住宅の普及に向けての検討を進めます。	都市計画課

4 健やかに子どもが育つまち

基本施策（施策の柱）	施策
（１）親と子の健康と福祉の充実	①保健師活動の充実 ②乳幼児健康診査の充実 ③小児医療体制の充実促進 ④各種予防対策の推進
（２）要保護児童対策の推進	①児童虐待の早期発見・対応 ②訪問指導の強化 ③地域ぐるみの児童虐待撲滅活動
（３）障害児支援の充実	①障害児通園事業の充実 ②障害児受け入れ体制の強化 ③障害児の保育、特別支援教育の充実
（４）子育てと仕事の両立の支援	①各種講座等の開催 ②労働者への働きかけ
（５）幼児教育・学校教育の充実	①子ども達の生きる力の向上 ②いじめ、登校拒否等の解消 ③地域に開かれた学校づくりの促進
（６）食育の推進	①食育の推進 ②地域の食材、味覚への理解促進
（７）思春期保健対策の推進	①小・中学校における性教育の充実 ②薬物対策の推進 ③こころの相談、健康学習の充実

（１）親と子の健康と福祉の充実

◆現状と課題◆

母と子の命を守り育てる基本として、母子保健サービスをはじめとする親と子の健康を守り、福祉の向上を図る必要があります。特に、子育てで困ったり、不安になったりしたときに相談する相手が身近にないということが、育児不安を大きくする誘因にもなっています。

◆施策◆

① 保健師活動の充実

保健師による訪問活動や相談対応など、身近な存在としての活動の充実を図ります。

② 乳幼児健康診査の充実

乳幼児の健やかな健康と発達を見守る乳幼児健康診査の充実を図ります。

③ 小児医療体制の充実促進

小児科医療の充実を図るため、地域の医療連携を促進します。

④ 各種予防対策の推進

予防接種の必要性についてPRを行う等、感染症予防に努めます。

◆主な取り組み◆

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
健康相談・育児学級等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○発達段階に応じた、健康な生活習慣に対する育児支援を行い、母子共に心身の健康の保持・増進を図ります。 ○発育発達について心配のある乳幼児と保護者に対して、専門的で適切な相談が行えるよう事業の充実に努めます。 	健康福祉課
乳幼児健康診査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○身体発育及び精神発達の面から重要な時期である乳幼児に対し、健康診査を実施します。 ○身体発育、精神発達などの障害を早期発見するとともに、適切な保健・歯科指導を行うことで、心身の健全な発達を促し、乳幼児の健康の保持・増進に努めます。 ○保護者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるよう支援します。 	健康福祉課
小児医療充実の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○熊谷・深谷・児玉地区における小児救急医療支援事業及び二次救急医療圏における初期救急体制（こども夜間診療所）の充実を図るとともに小児医療に係る情報提供に努めます。 	健康福祉課
予防接種の勧奨	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健康診査や訪問を始めとする各種母子保健事業で予防接種の勧奨を行ない、感染症予防に努めます。 	健康福祉課
母子保健分野での予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ○育児に悩む母親やその家族からの電話相談を随時実施します。面接が必要と思われる場合は、調整の上、面接を実施します。また、相談内容により、専門機関を紹介する等、関係機関と連絡・調整を行い、連携を図ります。 	健康福祉課

(2) 要保護児童対策の推進

◆現状と課題◆

全国的にも子どもに対する虐待や子育ての放棄（ネグレクト）は増加傾向にあり、関係機関や地域とも連携した対策を構築することが重要です。

◆施策◆

① 児童虐待の早期発見・対応

地域との連携により、子どもに対する虐待の兆候などの早期発見に努めます。また、児童相談所との連携により、早期・的確な対応を図ります。

② 訪問指導の強化

民生児童委員や保健師、教師等による訪問指導の活動を強化促進します。

③ 地域ぐるみの児童虐待撲滅活動

地域ぐるみで、虐待に対する気づきを、情報を共有し、共に活動できる環境を築いて行きます。

◆主な取り組み◆

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
児童虐待の防止	○児童虐待を防止するため、広報誌などによるPRに努めます。	子育て支援課 人権推進課 教育総務課 指導班
虐待の早期発見・早期対応への取組の推進	○関係機関や地域との連携により、早期発見・早期対応に努めます。 ○要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携により組織的な対応の強化を図ります。	子育て支援課
養育支援が必要な家庭への家庭訪問事業の充実	○様々な原因で養育が困難になっている家庭に対し、家庭訪問を実施し、乳幼児の健やかな成長を支援するとともに親の育児不安の軽減に努めます。 ○関係機関と連携を図り、専門的な支援の提供に努めます。	子育て支援課 健康福祉課
相談体制の充実	○児童相談所、埼玉県北部福祉事務所と連携し、相談体制の充実に努めます。 ○児童相談所主催の研修会等に積極的に参加し、専門的知識の習得に努めます。	子育て支援課
DV対策の推進	○DV被害に遭っている子どもは、暴力を受けている可能性が高く、例え暴力を振るわれていなくてもDVを見せつけることは児童虐待にあたることから、DV被害者とともに、子供へのきめ細やかな支援に努めます。	人権推進課 子育て支援課

(3) 障害児支援の充実

◆現状と課題◆

発達障害や身体・知的等の障害のある児童・生徒本人や保護者の意志を尊重し、選択肢を広げていけるように、ノーマライゼーションの理念に基づきながら、障害児支援を充実することが求められています。

特に、相談支援について、「どこに相談していいのかわからない」「どんな支援をしてくれるのか」などの意見もあることから、相談支援事業の十分な周知と利用促進をいかに図っていくかが大切です。

◆施策◆

① 障害児通所事業の充実

障害のある子どもが利用できるよう、通所事業の利用を支援します。

② 障害児受け入れ体制の強化

保育所、小・中学校及び放課後児童クラブへの障害のある子どもの受け入れ体制を整えるため、保育士・教職員等の配置や施設・設備の整備に努めます。

③ 障害児の保育、特別支援教育の充実

障害のある子どもも共に学べるよう、障害児保育、特別支援教育の充実を図ります。

◆主な取り組み◆

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
障害児通所支援の充実	○障害児を対象に、日常生活での基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練等を行う施設への通所支援を行います。	健康福祉課
障害児保育の充実	○集団生活が可能な障害児の受入体制の充実を引き続き図ります。	子育て支援課
障害児の教育の充実	○障害のある児童・生徒の健全な発達を促進するため、その機会の充実に努めます。 ○幼稚園・保育所を訪問し、必要に応じて就学相談を行います。	子育て支援課 教育総務課 指導班
障害児の放課後児童クラブ受入体制の整備促進	○入所要件に適合するすべての児童を受け入れる体制の整備を促進します。	子育て支援課
特別支援教育（障害児教育等）の充実	○心身に障害のある児童生徒に対する正しい理解と認識を深めるとともに、障害に応じた教育や交流教育の推進に努めます。	教育総務課 指導班

(4) 子育てと仕事の両立の支援

◆現状と課題◆

結婚観やライフスタイルの多様化、女性の社会進出等により、晩婚化や結婚しない人が増える傾向がみられ、少子化に拍車をかける状況となっています。女性が結婚や出産・子育てに夢と希望を感じられるようにするためには、家庭・地域・職場などあらゆる場面で男女がともに参加する子育ての推進が必要となっています。

◆施策◆

① 各種講座等の開催

若年者や高齢期出産に関する情報の提供、母親・父親になるための学習など、子どもをもつ前の夫婦等に対する家庭教育の充実に努めます。あわせて、子どもをもつ保護者を対象とした子育て講座を開催します。

② 労働者への働きかけ

子育てと仕事が両立できるような職場環境づくりを促進します。

◆主な取り組み◆

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
家庭教育学級の開催	○小学校毎に保護者を対象とした子育て講座を開催します。	生涯学習課
すこやか子育て講座の開催	○小学校毎に未就学児童の保護者を対象とした子育て講座を開催します。	生涯学習課
子育て層の労働者への支援	○女性労働者を対象に、子育てと仕事の両立のためのノウハウを提供するとともに、パパママ学級時に男性も含め、育児休業制度等についての周知を図ります。 ○セミナーや情報の提供など再就職希望者に対する支援を促進します。	健康福祉課 商業観光振興課
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及	○働く場における男女共同参画の推進のため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の考え方の普及に取り組みます。	人権推進課 商業観光振興課
子育て層の男性労働者への働きかけ	○子育て世代を対象とした各種事業を通して子育て参加へ働きかけるほか、パンフレットを配布し周知を図ります。	健康福祉課 子育て支援課

(5) 幼児教育・学校教育の充実

◆現状と課題◆

就学児童の保護者の意見では、学力を気にする意見が比較的多くみられました。学力の伸長をはじめ、自ら考える力や意欲、健康、体力など「生きる力」が芽ばえるような、能力を引き出す指導が求められています。また、人権に対する意識を高め、お互いを尊重し合うことを大切に考え、地域とともに歩む開かれた学校であることも重要です。

◆施策◆

① 子ども達の生きる力の向上

子ども達の生きる力（確かな学力・豊かな心・健やかな体）を育成するため、教育の内容の質を高め、学習環境を整備充実します。

② いじめ、不登校等の未然防止及び解消

いじめを許さない意識づくりを進めるとともに、悩み事に対する相談活動を強化し、不登校や引きこもりにならないよう指導に努めます。

③ 地域に開かれた学校づくりの促進

さまざまな行事を通じて地域の人々との関わりを深めていけるよう、地域に開かれた学校づくりを促進します。

◆主な取り組み◆

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
幼児教育の充実	○地域に開かれた幼児教育の環境づくりを促進します。 ○幼稚園、保育所等との連携を図り、就学前の子どもがスムーズに小学校生活に移行できる連絡会を小学校単位で引き続き実施します。	子育て支援課 教育総務課 指導班
教育に関する3つの達成目標の推進	○「知・徳・体」のバランスのとれた子どもたちを育成するために、小・中学校の子どもたちに確実に身に付けさせたい「学力」「規律ある態度」「体力」の基礎的・基本的な事項を達成目標とし、子どもたちの生きる力を育てていきます。	教育総務課 指導班
確かな学力の向上	○幼稚園や保育所、小・中学校が連携を図り、学校教育のスタートである幼稚園や保育所での学びや育ちを小学校や中学校の学習や生活に持続・発展させ、子どもたちの生きる力を育みます。 ○子どもたちの「確かな学力」を身に付けることを目指すため、保護者や地域等との連携・協力を得ながら、学習指導の工夫改善を図ります。 ○学習状況を把握するため、学力調査を実施して学力向上推進委員会で方策を検討し、学習指導の改善に努めます。	教育総務課 指導班

道徳教育等の推進	<p>○道徳教育全体計画・年間指導計画及び学級における道徳の指導計画を作成し、「道徳」の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進します。</p> <p>○児童生徒が豊かな心をもった調和のとれた人間となるよう、「心の教育」を推進します。</p> <p>○学校や地域の連携・協力のもと、児童生徒が積極的に社会体験・活動に取り組み、社会性や人間性を育むことに引き続き取り組みます。</p> <p>○関係機関と協力し、発達段階に応じた教育を行い、善悪の判断と規範意識の醸成に取り組みます。</p>	教育総務課 指導班
進路指導・生き方の指導の充実	<p>○中学校における進路指導キャリア教育の充実を図ります。また、小学校において、児童が自ら将来について理解を深められるよう、生き方の指導（キャリア教育）の充実を図ります。</p>	教育総務課 指導班
いじめ、非行、不登校等への対応	<p>○いじめや不登校等に対応するために、教育相談体制を充実させるとともに、学校、家庭、地域及び教育サポートセンター、適応指導教室、関係機関等との連携を図ります。</p> <p>○生徒指導、教育相談体制の充実を図るとともに、相談員の配置や適応指導教室等の支援体制の確立に努め、いじめや不登校児童生徒の減少に努めます。</p>	指導班
不登校や問題行動等の未然防止	<p>○不登校や問題行動等の未然防止、早期発見・対応を図り、学校と保護者との連携のもと、児童生徒の健全育成を推進します。</p>	教育総務課 指導班
地域に開かれた学校づくりの推進	<p>○保護者や地域住民等からの意見等を学校の教育活動に生かし、家庭や地域社会と一体となって児童生徒の健やかな成長を促進するとともに、開かれた学校づくりを進めます。</p> <p>○保護者や地域住民等のボランティアにより学習・登下校の安全確保・環境整備への支援のため学校応援団の活用を図ります。</p>	教育総務課 指導班
学校教育環境の充実	<p>○熱中症対策のため、全小学校にエアコンの設置を研究します。</p> <p>○良好な学習環境の整備を進めます。</p>	教育総務課
健康教育の推進	<p>○埼玉県学校健康教育指針「学校・家庭・地域で育てよう埼玉の健康な子どもたち」に沿った取り組みを行い、健康に対する意識を高め、自ら進んで健康な生活を送れる子どもたちを育てます。</p>	健康福祉課 教育総務課 指導班

(6) 食育の推進

◆現状と課題◆

食べることは生きるための基本であり、子どもの健やかな身体と心の発達に欠かせないものです。しかし近年、幼児期からの朝食欠食、咀嚼力の低下、偏食による肥満ややせの問題などが見られるようになってきました。また、学童期や思春期における不規則な食事や偏った栄養摂取などの食生活の乱れも多く見られ、増加しつつある生活習慣病との関連も指摘されてきています。

乳幼児期は、生活習慣の基礎を作る時期であり、学童期、思春期はこれを確立していく大切な時期です。乳幼児期には、子どもの発育・発達段階に応じた「食」について保護者と共に考えていくための支援が、学童期・思春期では、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるための支援が必要となります。

◆施策◆

① 食育の推進

生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基本としての食を営む力が育まれるよう、関係機関と連携をとりながら、母子保健事業や学校給食を生きた教材として活用した食育の推進を図ります。

② 地域の食材、味覚への理解促進

地域産出の農作物や郷土食、行事食などを活用した食育の推進に努めます。

◆主な取り組み◆

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
母子保健事業における食育の推進	○パパママ学級において、栄養士による「妊娠中の栄養」について学ぶ機会を設けるほか、乳幼児健康診査など様々な母子保健事業で食育の推進を図ります。 ○母子健康手帳交付時に、食育に関するパンフレットを配布し、意識の向上を図ります。	健康福祉課
給食による食育の推進	○児童・生徒に、栄養バランスのとれた、安全でおいしい給食の提供に努めます。 ○各小中学校で作成した食育全体計画をもとに児童・生徒が望ましい食生活の基礎基本と食習慣を身につけ、食事を通して、自らの健康管理ができるように努めます。	子育て支援課 教育総務課 指導班
ふるさとの味の伝承	○各学校や団体からの依頼に応え、県が認定した「ふるさとの味伝承士」の協力をいただきながら、郷土に伝わる食文化等を伝承します。	農林課

(7) 思春期保健対策の推進

◆現状と課題◆

全国的にみると、10代の性感染症罹患率、人工妊娠中絶、妊娠・出産は増加傾向にあり、誤った知識の氾濫、性に関する適切な知識が普及していないことが問題視され、意思決定や行動選択の能力を形成する思春期における性教育が重要になっています。

また、さまざまな薬物の乱用等による事故・事件の増加が危惧されており、子どもにとっても遠い世界の話ではなくなっており、的確な対応が求められます。

さらに、学業をはじめ様々なストレスや悩みにより、子どもの心身の健康が脅かされており、心身症やうつ病の増加等が問題とされています。

◆施策◆

① 小・中学校における性教育の充実

性に関する適切な知識を普及するために、小・中学校における性教育の充実を図り、生命の誕生や人の命の大切さを学ぶ教育を推進します。

② 薬物対策の推進

喫煙・飲酒・薬物乱用による心身の健康への影響等を理解させるため、すべての中学校において、専門家による薬物乱用防止教室を毎年開催します。小学校においても、薬物乱用防止教室の開催を推進します。

③ こころの相談、健康学習の充実

学校関係者との連携や保健所や保健センターと連携しながら、随時、相談を受け、適切な機関につなげていきます。

また、健康学習の時間等を活用して、健康に関する教育を実施します。

◆主な取り組み◆

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
学校での健康教育の実施	○学校からの要請に対し健康教育を実施します。 ○保健学習の時間や総合的な学習の時間等を活用して、性や健康に関する教育を実施します。	健康福祉課 指導班
薬物乱用防止教室の実施	○喫煙・飲酒・薬物乱用による心身の健康への影響等を理解させるため、すべての小・中学校において、専門家による薬物乱用防止教室を毎年開催します。	指導班

こころの相談	○学校関係者との連携や保健所の技術協力をいただきながら、関係者や家族からの相談を随時受け、適切な機関を紹介するなど、相談支援を行います。	健康福祉課
--------	--	-------

5 子どもの居場所・遊び場が整ったまち

基本施策（施策の柱）	施策
（１）多様な体験プログラムの充実	①各種ボランティア体験機会の充実 ②命の大切さを体験する機会の充実 ③地域を知り、愛する体験学習の充実 ④海外体験学習の推進
（２）子どもの遊び場の充実	①身近な遊び場の整備 ②子どもの居場所・遊び場の確保
（３）子どもの人権の尊重	①子どもの人権に関する意識の向上 ②児童虐待の防止
（４）子どもが健全に育つための環境整備	①健全育成活動の展開

（１）多様な体験プログラムの充実

◆現状と課題◆

都市化や遊び場の減少、テレビゲームの普及等により、一人で遊ぶ子どもが増加しています。しかし、子どもにとって、遊び等を通じた運動や友達とのふれあいは心身の発達に重要な役割を果たすとともに、コミュニケーション能力の向上、社会性や協調性の習得に不可欠といえます。

このため、子どもがのびのびとできる居場所の確保、身近な遊び場の充実を図るとともに、地域で、豊かな体験学習に取り組める環境や機会の整備を進める必要があります。

◆施策◆

① 各種ボランティア体験機会の充実

高齢者や障害者との交流、ボランティア活動の体験機会を充実します。

② 命の大切さを体験する機会の充実

乳幼児とのふれあいにより命の大切さを体験する機会を充実します。

③ 地域を知り、愛する体験学習の充実

子どもたちが社会に興味・関心を持ち、「生きる力」を育てるために、地域の企業や福祉の現場での職業体験、優れた芸術・文化にふれる活動などを充実させていきます。また、地域に根ざした学習として、地域文化の継承を含め豊かな自然環境を活かした総合的な学習を一層推進していきます。

④ 海外体験学習の推進

国際交流事業の一環として、中学生を対象とした、海外体験学習の充実を図ります。

◆主な取り組み◆

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
子どもを生き育てることの意義、生命の大切さを学ぶ機会の促進	○次代の親の育成として、中学生・高校生等が子どもを生き育てることの意義、生命の大切さを学ぶ機会を増やすため、保育所、幼稚園、児童館を通じて、乳幼児とのふれあい体験を広げる取り組みを推進します。	子育て支援課 指導班
ボランティア体験機会の充実	○町民が相互に助け合うことの大切さを体験により学ぶことができるよう、ボランティアを体験する機会の充実を図ります。 ○福祉の心を育む機会として、小学生・中学生等が町内高齢者施設利用者とふれ合う交流活動を推進します。	健康福祉課
夏休み子どもアカデミーの開催	○小学生が、近隣大学の教授等から直接講義を受ける機会を作ります。	生涯学習課
子ども博士検定	○小学生が、郷土の地理や文化を習熟する機会を作ります。	生涯学習課
農林業体験の充実	○学校農園での農作業体験や、緑の少年団での山林の植樹・下刈り体験等を通じ、農林業体験の充実を図ります。	農林課
中学生海外研修派遣事業	○国際感覚を養い交流を深めるため中学生を対象に海外研修派遣事業の復活を検討します。	企画課

(2) 子どもの遊び場の充実

◆現状と課題◆

子どもの外遊び、集団遊びを助長するため、また、地域の交流やふれあいの場としても利用されることを想定して、身近な公園の充実や子どもの居場所の創出を図る必要があります。

◆施策◆

① 身近な遊び場の整備

毎日の子育てのなかで求められる、安全で快適に、楽しい時間を過ごすことできる身近な遊び場について研究・検討をします。

② 子どもの居場所・遊び場の確保

既存施設を有効に活用しながら、子どもたちが自由に遊べる施設の充実に取り組みます。また、子どもたちが自己表現できる事業の展開に努めます。

◆主な取り組み◆

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
児童館事業の充実	○利用者の要望に応えられる運営に努めます。また、児童館事業の充実に努めます。 ○児童福祉月間事業を委託し情操豊かな児童の育成を図ります。	健康福祉課 子育て支援課
子どもの遊び場の整備・充実	○引き続き、自治会（区）が設置している児童遊園地及びその遊具の整備等に対して補助金を交付し、子どもの遊び場の整備・充実を促進します。 ○子育てに求められる公園・遊び場について、研究・検討をします。	子育て支援課
公園の管理	○運動公園・街区公園の管理や巡視を定期的に行い、安全・安心な環境の創出に努めます。 ○鉢形城公園の管理に努めます。	都市計画課 文化財課
子どもギネス大会	○小学生が、体力の向上や記録への挑戦が出来る機会を作ります。	生涯学習課
イングリッシュ・サマーキャンプの開催	○小学生が外国の文化と言葉に親しめるよう、外国人講師とキャンプを共にする機会を作ります。	生涯学習課

(3) 子どもの人権の尊重

◆現状と課題◆

全ての子ども達が安心して、育ち、守られ、社会の一員として生活するための基本的な生存・発達・保護・参加を保障する「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」の普及が求められ、これに対応した取り組みが進められています。

本町においても、子どもの人権を最大限に尊重した取り組みが必要であり、人権意識の向上、虐待の防止などについて喫緊に取り組む必要があります。

◆施策◆

① 子どもの人権に関する意識の向上

子どもが基本的人権の権利主体であるという視点にたった環境づくりを目指し、子どもの人権と安全が脅かされる状況を解決していくために、子どもの権利条約の普及に努めます。

② 児童虐待の防止

相談しやすい窓口を整備し、保護者の子育て不安や悩みが大きくなる前に解消できるよう早期発見、早期対応に努めます。また、子どものSOS発信を見逃さないよう、保健センター、保育園、幼稚園、学校などが連携して、虐待の未然防止、早期発見に努めます。

◆主な取り組み◆

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
子どもの権利条約の普及	○子どもの権利擁護を推進するため、「児童の権利に関する条約」の普及に努めます。	子育て支援課
子どもの権利侵害に対応する相談業務の充実	○いじめや体罰などの子どもへの権利侵害に対応するための相談業務を充実します。 ○他機関の相談業務について、情報を提供します。	人権推進課 子育て支援課 指導班

(4) 子どもが健全に育つための環境整備

◆現状と課題◆

子どもが健全な社会性を身につけるには、生活体験や自然体験、その他さまざまな体験が必要です。子どもが健全に育つために必要なこととして「子ども同士で遊ぶ・世代間交流」「子どもの地域活動や社会参加」等、豊かな人間形成に役立つ活動を、家庭・学校・地域が連携して提供していく必要があります。

また、子ども自身が生まれながらに持っている能力を育み、さらに伸ばすことができるよう子育てに関わるすべての人の参画と支援が求められています。

◆施策◆

① 健全育成活動の展開

学校、PTA、地域、家庭等の連携のもと、子どもの健全育成活動への取り組みを一層充実します。

◆主な取り組み◆

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
青少年の健全育成	○青少年相談員の事業活動を支援します。	子育て支援課
青少年健全育成町民会議活動の推進	○「子ども見守り隊」や「子ども110番の家」活動の推進を図ります。 ○非行・被害防止活動の為にキャンペーンを実施します。 ○小中学校や地域の青少年関係団体と連携を図り、非行防止パトロールを実施します。 ○青少年健全育成をテーマにした研修会を実施します。	生涯学習課
非行少年の立ち直り支援	○学校や保護司等関係機関との連携を図り、悩みを抱えた青少年や保護者を支援します。	指導班 健康福祉課

第5章 計画の推進

基本施策（施策の柱）	施策
（１）計画推進・進行管理体制の整備	①庁内関係部門との連携 ②施策・事業の進捗状況の確認 ③計画の普及と全町的な取り組みの促進
（２）関係機関相互の連携促進	①子ども関連組織・団体のネットワーク化促進

1 計画推進・進行管理体制の整備

【現状と課題】

この計画が目標の実現にむかって着実に推進されるよう、役場庁内の連携及び町民との協働による計画の推進及び進行管理のための体制を整備することが重要です。

【施策の方向】

① 庁内関係部門との連携

この計画に基づいて子ども・子育て支援事業を推進するために、保健・福祉分野の所管部門だけでなく、教育、環境、まちづくりなど、庁内の幅広い分野における関係部門との連携を図ります。

② 施策・事業の進捗状況の確認

子ども・子育て会議及び子ども・子育て支援事業庁内検討委員会において、毎年度ごとにこの計画に基づく施策・事業の進捗状況チェック及び実施後の施策の評価、推進を行います。

③ 計画の普及と全町的な取り組みの促進

この計画の目標や施策の内容等について、各種のメディア（媒体）を活用して広く町民に情報提供し、その普及を図ります。

2 関係機関相互の連携促進

【現状と課題】

次世代育成支援、子ども・子育て支援の推進は、まちづくりのあらゆる要素を含んだ活動全般の活性化が必要であり、計画目標の実現のためには行政だけでなく、各種の関係機関・団体等との相互連携が不可欠です。

【施策の方向】

① 子ども関連組織・団体のネットワーク化促進

町内にある子どもにかかわる組織や団体について、その活動内容等を把握し、事業を展開する上で連携を図りやすい体制をつくるために情報の整理を行い、共有化を図ります。